

じゅ けい しゃ せい かつ
受 刑 者 生 活 の し お り

な ご や けい む しよ
名 古 屋 刑 務 所

目次

はじめに.....	- 1 -
1 施設内における生活.....	- 2 -
(1) 起床.....	- 2 -
(2) 点検.....	- 2 -
(3) 洗面、室内清掃.....	- 3 -
(4) 食事.....	- 4 -
(5) 歩行要領.....	- 4 -
(6) 身体の検査.....	- 5 -
(7) 作業と休憩.....	- 5 -
(8) 用便.....	- 6 -
(9) 終業.....	- 6 -
(10) 余暇時間帯.....	- 6 -
(11) 仮就寝.....	- 7 -
(12) 就寝時間.....	- 8 -
(13) 休日の過ごし方.....	- 9 -
(14) 交談を禁止する場所及び時（時間帯）.....	- 9 -
(15) 居室内の心得.....	- 11 -
2 処遇調査.....	- 13 -
(1) 刑執行開始時調査.....	- 13 -
(2) 再調査（定期・臨時）.....	- 14 -
(3) 処遇審査会.....	- 14 -
(4) 調査センター.....	- 15 -

3	制限の緩和 ^{せいげん かんわ}	- 16 -
(1)	制限の緩和の類型 ^{せいげん かんわ るいけい}	- 16 -
(2)	制限の緩和の評価時期 ^{せいげん かんわ ひょうか じ き}	- 16 -
4	優遇措置 ^{ゆうぐう そ ち}	- 17 -
(1)	優遇区分 ^{ゆうぐうく ぶん}	- 17 -
(2)	評価期間 ^{ひょうかき かん}	- 17 -
(3)	優遇区分の指定 ^{ゆうぐうく ぶん してい}	- 18 -
(4)	優遇区分による処遇 ^{ゆうぐうく ぶん しょぐう}	- 18 -
(5)	優遇区分ごとの優遇措置（外部交通の優遇措置を除く。） ^{ゆうぐうく ぶん ゆうぐう そ ち がいぶこうつう ゆうぐう そ ち のぞ}	- 19 -
5	作業 ^{さぎょう}	- 21 -
(1)	作業時間等 ^{さぎょうじ かんとう}	- 21 -
(2)	作業の種類 ^{さぎょう しゅるい}	- 22 -
(3)	作業報奨金 ^{さぎょうほうしょうきん}	- 22 -
(4)	作業等工 ^{さぎょうとうこう}	- 23 -
(5)	死亡手当金等 ^{しぼうてあてきんとう}	- 26 -
(6)	創意工夫 ^{そういくふう}	- 26 -
(7)	就業上の心得 ^{しゅうぎょうじょう こころえ}	- 27 -
(8)	安全心得 ^{あんぜんこころえ}	- 28 -
(9)	職業訓練 ^{しよくぎょうくんれん}	- 29 -
6	教育活動 ^{きょういくかつどう}	- 31 -
(1)	各種指導 ^{かくしゅし どう}	- 31 -
(2)	その他の教育 ^{た きょういく}	- 33 -
7	宗教教誨（宗教教誨師） ^{しゅうぎょうきょうかい しゅうぎょうきょうかいし}	- 37 -

(1)	集合教誨 ^{しゅうごうきょうかい}	- 37 -
(2)	個人教誨 ^{こじんきょうかい}	- 37 -
(3)	居室 ^{きょしつ} 内にて一人 ^{ひとり} で行 ^{おこな} う宗教 ^{しゅうきょう} 上の行為 ^{こうゐ}	- 38 -
8	篤志面接 ^{とくしめんせつ} （篤志面接委員 ^{とくしめんせついいん} ）	- 39 -
9	余暇活動等 ^{よ か かつどうとう}	- 40 -
(1)	運動競技 ^{うんどうきょうぎ}	- 40 -
(2)	各種行事 ^{かくしゅぎょうじ}	- 40 -
(3)	クラブ活動 ^{かつどう}	- 41 -
(4)	放送 ^{ほうそう}	- 41 -
(5)	自己契約作業 ^{じ こ けいやくさぎょう}	- 41 -
10	ノート、写真 ^{しゃしん} 、書籍等 ^{しょせきとう}	- 42 -
(1)	ノート	- 42 -
(2)	写真 ^{しゃしん}	- 43 -
(3)	書籍等 ^{しょせきとう}	- 44 -
11	保健・衛生 ^{ほけん えいせい}	- 47 -
(1)	診療 ^{しんりょう}	- 47 -
(2)	指名 ^{しめい} 医 ^い による診療 ^{しんりょう}	- 48 -
(3)	入浴 ^{にゅうよく}	- 48 -
(4)	調髪 ^{ちょうはつ} ・ひげそり	- 49 -
(5)	洗濯 ^{せんたく}	- 50 -
(6)	運動 ^{うんどう}	- 51 -
(7)	健康診断 ^{けんこうしんだん}	- 52 -
12	外部交通 ^{がいぶこうつう}	- 53 -

(1)	めんかい 面会	- 53 -
(2)	しんしょ はつじゅ 信書の発受	- 58 -
(3)	でんわ つうしん 電話による通信	- 64 -
(4)	がいこくご めんかいとう 外国語による面会等	- 65 -
(5)	しゅわ めんかいとう 手話による面会等	- 66 -
13	じべんぶつびん しょうとう 自弁物品の使用等	- 68 -
(1)	じべんぶつびん こうにゅう 自弁物品の購入	- 68 -
(2)	さしい 差入れ	- 68 -
(3)	ほせい き ぐ とう 補正器具等	- 70 -
14	ぶつびん ひきわた およ りょうち 物品の引渡し及び領置	- 72 -
(1)	ぶつびん ひきわた 物品の引渡し	- 72 -
(2)	りょうちきん りょうちぶつびん 領置金・領置物品	- 72 -
(3)	そうりょうせいげん 総量制限	- 73 -
15	きゅうよう 給養	- 76 -
(1)	いるいおよ しん ぐ 衣類及び寝具	- 76 -
(2)	しょくじおよ ゆ ち や 食事及び湯茶	- 77 -
(3)	にちようひん ひつ き ぐ た ぶつびん 日用品、筆記具その他の物品	- 80 -
16	しょうばつ 賞罰	- 84 -
(1)	ほうしょう 褒賞	- 84 -
(2)	ちょうばつ 懲罰	- 84 -
(3)	へいきよばつ ないよう 閉居罰の内容	- 85 -
(4)	はんそくこうい かか もの こっこ きぞく 反則行為に係る物の国庫への帰属	- 86 -
17	ふふくもうした 不服申立て	- 87 -

(1)	審査の申請及び再審査の申請	- 87 -
(2)	事実の申告	- 90 -
(3)	苦情の申出	- 92 -
(4)	秘密申立て	- 94 -
(5)	その他	- 95 -
(6)	送付先	- 96 -
18	刑事施設視察委員会	- 98 -
19	仮釈放	- 100 -
20	出所	- 102 -
21	災害時の避難及び解放	- 103 -
22	在留カード（外国人登録証明書）	- 104 -
23	在所証明書の交付	- 105 -
24	国民年金制度	- 106 -
(1)	国民年金制度について	- 106 -
(2)	保険料免除制度等について	- 107 -
(3)	支給停止等の届出について	- 110 -
(4)	その他について	- 112 -
25	国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険について	- 113 -
26	運転免許特定失効者に係る運転免許試験の実施について	- 114 -
27	就労支援制度について	- 115 -
(1)	職業訓練	- 115 -
(2)	特別改善指導の一環としての就労支援指導	- 115 -
(3)	分類審議室が行う就労支援	- 116 -

28	^{ふざいしゃとうひょう} 不在者投票	- 117 -
(1)	^{ふざいしゃとうひょうせいど} 不在者投票制度	- 117 -
(2)	^{ふざいしゃとうひょうゆうしかくしゃ} 不在者投票有資格者	- 117 -
(3)	^{ふざいしゃとうひょう} 不在者投票 ^{じっし} の実施	- 117 -
29	^{けい} 刑 ^{しつこうだんかいとう} の執行段階等 ^{ひがいしゃとう} における被害者等 ^{しんじょうとう} の心情等 ^{ちょうしゅ} の聴取・ ^{でんたつせいど} 伝達制度	- 119 -
30	^{しんせい} マイナンバーカードの申請・ ^{こうしん} 更新について	- 120 -

はじめに

この「^{じゅけいしやせいかつ}受刑者生活のしおり」は、^{なごやけいむしょ}名古屋刑務所で^{じゅけいせいかつ}受刑生活を送るため
の^{きほんてき}基本的なことが^か書かれています。ここに書かれていること以外に、^{いがい}刑事
施設内における^{しゅうだんせいかつ}集団生活の^{あんぜん}安全を保つために、「^{じゅけいしやじゅんしゅじこう}受刑者遵守事項」とい
う^{きそく}規則があります。いずれの^{さっし}冊子も^{たいせつ}大切な^{ことがら}事柄が^か書かれていますので、
よく^よ読んで^{じゅうぶん}十分に^{りかい}理解するようにしてください。

^{じゅけいしやしよぐう}受刑者処遇の^{げんそく}原則については、^{ほうりつ}法律において、「^{じゅけいしやしよぐう}受刑者の処遇
は、その^{もの}者の^{ししつおよ}資質及び^{かんきょう}環境に^{おう}応じ、その^{じかく}自覚に^{うった}訴え、^{かいぜんこうせい}改善更生
の^{いよく}意欲の^{かんきおよ}喚起及び^{しゃかいせいかつ}社会生活に^{てきおう}適応する^{のうりよく}能力の^{いくせい}育成を図ること
を^{むね}旨として^{おこな}行うものとする。」と^{きてい}規定されています。^{とうしょ}当所で
も、この^{じゅけいしやしよぐう}受刑者処遇の^{げんそく}原則に^{のつと}則って^{しよぐう}処遇を^{てんかい}展開しています。皆
さんは、この^{さっし}冊子の^{ないよう}内容をよく^{りかい}理解し、^{しよない}所内での^{せいかつ}生活が^{えんかつ}円滑に
^{おく}送れるようにした^{うえ}上で、それぞれの^{じじょうとう}事情等に^{おう}応じ、^{かいぜんこうせい}改善更生と
^{しゃかいふつき}社会復帰が^は果たせるように^{つと}努めてください。

1 施設内における生活

ここでの生活は、当所が定める動作時限表（作業、改善指導及び教科指導の時間帯や食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯と余暇時間帯を定めているものです。別冊「受刑者生活のしおり」を参照してください。）に従って、規則正しく行動する必要があります。集団で生活する施設ですから、一人一人が自覚して、動作時限表に従うとともに、特に次の事項を守って生活してください。

(1) 起床

起床の号令又はチャイムが掛かったら速やかに起きて、寝具や室内備品を定められた位置に整頓し、洗面等を済ませて、所定の位置に座り、点検を待つこと。

(2) 点検

点検は、人数や心身の状態を把握するために行うものですから、次の要領で受けること。

ア 「点検用意」の号令又はチャイムが掛かったら、速やかに服装及び姿勢を正し、点検位置に静かに座って「点検」の号令を待つこと。

イ 「点検」の号令が掛かったら、点検位置に正座又は安座
(生活様式の異なる外国人、身体障害等で座れない人
は、点検時の姿勢について別途指示する。)し、両手を膝
の上に置き、顔は正面を向いて静かに点検の順番を待つ
こと。

ウ 「○室、番号」の号令が掛かったら、共同室の人は、朝
の点検時は一連番号を、夕方の点検時は自己の称呼番号
を唱えること。単独室の人は、朝の点検時は、「いち」
と唱え、夕方の点検時は、自己の称呼番号を唱えること。

エ 「点検終了」の号令が掛かるまでは、点検位置を離れ
たり、交談したり、わき見をしないこと。「点検終了」
の号令が掛かったら、楽な姿勢に戻ること。

(3) 洗面、室内清掃

ア 洗面は、他人の迷惑にならないよう、順序良く行うこ
と。

イ 水を無駄に使わないよう節水に努め、石けんや歯磨きで
付近を汚さないようにすること。

ウ 居室内は、いつも清潔にしておくこと。共同室では、清掃

や食器洗いなどの役割について、皆で協力して行い、
特定の者に押し付けることのないようにすること。

(4) ^{しょくじ}食事

ア 食事は、健康を保つために栄養・カロリー計算がされているので、よくかんで食べること。

イ 食事しょくじの際は、正座せいざ又は安座あんざし、寝転ねころがるなど無作法ぶさほうな格好かっこうで食たべないこと。

ウ お^{たが}互^{あいだ}いの^{しょくじ}間^とでの^と食^と事^とのやり取りはしないこと。

エ 洗面台や便所の配水管は詰まりやすいので、食べ残した
ものや食べ物の包装紙等は流さないで、必ず食器回収の際
に出すこと。

(5) 歩行要領

ア 服装を整え、職員の指示に従って、定められた手順に
基づき、順序良く出室し、雑談やわき見をせず、整然と
行進すること。

イ 歩行の際は、指定された歩行線に沿い、職員の号令に従
って行進すること。面会、診察その他の用件で連行され
るとき、又は講堂、教室、運動場等を往復するときも、同

じようりよう こうどう
じ要領で行動すること。

ウ ほうこうちゆう しせつ さだ どう さようりよう したが かた
歩行中は、施設が定めた動作要領に従い、肩をいから
せたり、はきもの ひ
履物を引きずるなど、しゃかいつうねん て ふし ぜん
社会通念に照らし、不自然
ある かた
な歩き方はしないこと。

(6) しんたい けんさ 身体の検査

ア しんたい けんさ ほうりつ もと おこな さだ
身体の検査は、法律に基づいて行うものであるから、定
められた かたち う
形で受け、これをこぼ
拒んだり、ふざけた たいど
態度をと
らないこと。

イ しんたい けんさ ぬ いるい しょてい ばしょ か
身体の検査のために脱いだ衣類は、所定の場所に掛け、
き が すみ おこな
着替えは速やかに行うこと。

(7) さぎよう きゅうけい 作業と休憩

ア さぎようはじ とう ごうれい か ただ さぎよう と か
「作業始め」等の号令が掛かったら、直ちに作業に取り掛
かり、わき み ざつだん しんけん しごと と く
見や雑談をせず、真剣に仕事に取り組むこと。

イ さぎようようき かい き ぐ びひん しょうもうひん ざいりようおよ せいひん たいせつ
作業用機械器具、備品、消耗品、材料及び製品は、大切
と あつか こ い お そん
に取り扱い、故意に汚損しないこと。

ウ きゅうけい あい ずまた ごうれい さぎよう しょてい ばしょ きゅうけい
休憩の合図又は号令で作業をやめ、所定の場所で休憩
ひろ う かいふく つと ねころ おおごえ
し、疲労回復に努めること。ただし、寝転んだり、大声で
ざつだん たにん めいわく こうい
雑談するなど、他人の迷惑になる行為はしないこと。

エ 作業安全衛生心得等の安全に関する指導は必ず守ること。

(8) 用便

ア 水洗便所であるから、ちり紙以外の物は流さないこと。

イ 便所は常にきれいにし、汚したときは各自で掃除すること。

ウ 用便は、始業前又は休憩時間に済ませること。やむを得ず作業中に用便をしたくなったときは、職員の許可を受けること。

エ 工場における用便は、定められた人数以外は便所に入らないこと。

オ 用便後は必ず手を洗い、習慣として身に付けること。

(9) 終業

「作業やめ」の号令で作業をやめ、定められた動作要領で器具点検、掃除等を行うこと。

(10) 余暇時間帯

動作時限表に定めている余暇時間帯は、当所で設けた余暇活動に参加することができるほか、自学自習の時間でもある

ので、社会復帰後に役立つような勉強に励んだりして、
有意義に過ごすように努めること。特に、共同室においては、
他人の勉強等の妨げにならないよう配慮すること。

(11) 仮就寝

ア 動作時間表に表示している仮就寝時間には、号令又はチャイムの合図があるので、それによって布団を敷いて横になっても差し支えない（別途指示する場合はその時間によること。）。

イ 仮就寝以後に、余暇活動、勉強、読書等をする人は、次のことを守ること。

(ア) 布団を二つ折りにたたみ、共同室では、その場に小机を出して使用すること（単独室では、それぞれ備え付けの小机を使用すること。）。なお、読書については、布団に入って横になって行っても差し支えないが、横になったままでの筆記は認めない。

(イ) 仮就寝以後、囲碁・将棋・オセロをする人は、布団を二つ折り又は三つ折りにたたんで壁側に寄せて行うこと。

ウ 囲碁・将棋・オセロは、午後8時30分まで、勉強、読書、

その他の余暇活動は、午後9時までとすること。

エ 布団や毛布で顔を隠さないこと（必ず首から上は出しておくこと。）。

オ 就寝する際は、貸与されているパジャマを必ず着用すること（夏期処遇のパジャマの着用については、別途指示する。）。

カ 定められた位置で就寝すること。

キ 共同室では、他の人の寝具を使用したり、他の人と一緒にの布団に入ったり、他の人の寝具に手や足を入れたりしないこと。

(12) 就寝時間

ア 就寝時間になると、ラジオ放送を終了して減灯されるので、交談をやめて静かに就寝すること。

イ 衣類や書籍等は、就寝前に定められた位置に整頓しておくこと。

ウ 定められた位置で就寝し、就寝中は、頭部を毛布や布団から出し、裸体又は半裸体（上衣又は下衣だけの状態をいう。）で就寝しないこと。また、必ず定められた衣類を着用して就寝すること。

エ 他人の睡眠を妨げる行為をしないようにすること。また、就寝から起床までの間に職員に申出があるときは、声高にならないように注意すること。

(13) 休日の過ごし方

ア 年間を通じて、休日（後記の矯正指導日を除く。）の午後1時から午後3時までの間は、居室で横になっても差し支えないが（ただし、閉居罰執行中の人を除く。）、起きている人は他の人の迷惑にならないようにすること。

イ 横になるときの要領は、次のとおりである。

（ア）横になったままで、書籍、新聞等を閲覧することは差し支えない（ただし、筆記する場合は、机を使用すること。）。

（イ）声高に交談しないこと。

（ウ）共同室では、囲碁・将棋・オセロを許可するが、布団の上で行わず、布団を二つ折り又は三つ折りにたたみ、壁側に寄せて行うこと。

(14) 交談を禁止する場所及び時（時間帯）

ア 交談を禁止する場所

(ア) 他^たの居室^{きょしつ}との間^{あいだ}又は工場^{こうじょう}間の通路^{つうろ}

(イ) 面会^{めんかい}待合室^{まちあいしつ}及びその廊下^{ろうか}

(ウ) 調室^{しらべしつ}（待合室^{まちあいしつ}を含む^{ふく}。）

(エ) 診察室^{しんさつしつ}（待合室^{まちあいしつ}を含む^{ふく}。）

(オ) 更衣室^{こういしつ}

(カ) 入浴場^{にゅうよくじょう}

(キ) 講堂^{こうどう}（運動^{うんどう}実施中^{じっしちゅう}は除く^{のぞ}。）、教室^{きょうしつ}

(ク) 便所内^{べんじょない}

イ 交談^{こうだん}を禁止^{きんし}する時^{とき}（時間帯^{じかんたい}）

(ア) 就業中^{しゅうぎょうちゅう}（ただし、必要^{ひつよう}な用務^{ようむ}に関し、職員^{かん}の許可^{しよくいん}を受け、静肃^{せいしゆく}かつ平穩^{へいおん}に交談^{こうだん}する場合^{ばあい}を除く^{のぞ}。）

(イ) 就寝時間中^{しゅうしんじかんちゅう}

(ウ) 人員点検中^{じんいんてんけんちゅう}

(エ) 連行中^{れんこうちゅう}

(オ) 単独運動中^{たんどくうんどうちゅう}（ただし、単独運動場^{たんどくうんどうじょう}において二人以上^{ふたりいじょう}で運動中^{うんどうちゅう}、その同一運動場^{どういつうんどうじょう}内で他の者^たと静肃^{せいしゆく}かつ平穩^{へいおん}に交談^{こうだん}する場合^{ばあい}を除く^{のぞ}。）

(カ) 護送中^{ごそうちゅう}

(キ) その他職員が指示した時

(15) 居室内の心得

ア 居室内は、いつも清潔にしておくこと。共同室の掃除や食器洗いは、皆で協力して行い、特定の者に押し付けることのないようにすること。

イ 居室では、交談が許されている時間帯であっても、他の人の勉強、読書、ラジオ聴取等の妨げにならないよう配慮すること。

ウ 居室内では、布団に寄り掛かったり、寝転んだり、一般常識に照らし不体裁な姿勢をとらないこと。

エ 居室内では、指定された位置に正座又は安座で座り、用件がないのに立っていたり、居室内を歩き回らないこと。

オ からす、ねずみ等の動物にえさを与えたり、いたずらをしないこと。

カ 居室内の備品、寝具、日用品等は、使用するとき以外は、定められた位置に整頓しておくこと。

キ 願い事があるときは、願い事受付時に担当職員に申し出て願箋の交付を受け、その趣旨を記載し、提出受付時に

職員に提出すること。

ク 願い事やその他職員に申出をするときは、報知器を出して、職員が来るのを静かに待つこと。職員から用件を尋ねられた際は、座って「称呼番号、氏名」をはっきり言ってから、用件を簡潔に申し出ること。

ケ 水は大切な資源なので、節水に心掛けること。

コ 私物及び給貸与物品は、整頓要領に従って、居室内の指定された各自の保管場所に、自らの責任で保管すること。

2 処遇調査しよぐうちようさ

処遇調査しよぐうちようさには、刑執行開始時調査けいしっこうかいしじちようさと再調査さいちようさ（定期・臨時ていき・りんじ）

の2種類しゅるいがあります。

(1) 刑執行開始時調査けいしっこうかいしじちようさ

刑執行開始時調査けいしっこうかいしじちようさとは、刑が確定し、確定施設かくていしせつで行われる
調査ちようさと、処遇施設しよぐうしせつにおいて、刑執行開始時指導けいしっこうかいしじしどうと並行して
専門せんもんの職員しよくいんにより行われる調査ちようさのことをいいます。刑執行
開始時調査かいしじちようさは、更生こうせいに必要な矯正処遇ひつようきようせいしよぐう（作業さぎよう、改善指導かいぜんしどう、教科
指導しどう）を実施じっしするために、処遇の目標及びそれを達成するた
めの内容ないよう、方法ほうほうなどの方針ほうしんを立てることを目的もくてきに行われま
す。あなたたち一人一人の矯正処遇きようせいしよぐうの目標もくひようやその内容・方法ないようほうほう
を、処遇要領しよぐうようりようとといいます。そのため、刑執行開始時調査けいしっこうかいしじちようさでは、
面接めんせつや心理検査等しんりけんさとうを行いながら、今度の受刑おこなに至った原因こんどじゅけいいたげんいん
は何か、これから改善更生かいぜんこうせいに向かってどのように努力むどりよくしなけ
ればならないかなどを調査ちようさします。

このように、刑執行開始時調査けいしっこうかいしじちようさは、今後の受刑生活こんごじゅけいせいかつに役立
てようとするものですから、尋ねられたことに対しては、嘘うそ
を言ったり隠かくしたりしないで、ありのままを答えこたえ、まじめな

態度^{たいど}で受^うけることが大切^{たいせつ}です。また、更生^{こうせい}する上^うで尋ね^{たず}たい
ことがあれば、面接^{めんせつじ}時に相談^{そうだん}してください。

(2) 再調査^{さいちょうさ}（定期^{ていき}・臨時^{りんじ}）

再調査^{さいちょうさ}は、刑執行開始時調査^{けいしっこうかいしじちょうさ}の際^{さい}に設定^{せってい}した処遇目標^{しょぐうもくひょう}の
達成^{たっせい}の程度^{ていど}を評価^{ひょうか}し、処遇要領^{しょぐうようりょう}をへんこうする必要があるかど
うかなどを判断^{はんだん}するため、定期^{ていき}あるいは臨時^{りんじ}に行^{おこな}われる
調査^{ちょうさ}です。これらの調査^{ちょうさ}は、あなたたちと直接面接^{ちよくせつめんせつ}せずに、
所内^{しょない}での生活振^{せいかつぶ}りや作業^{さぎょう}、改善指導^{かいぜんしどうとう}等への取組^{とりくみ}状^{じょう}況^{きやう}など
で審査^{しんさ}される場合^{ばあい}もあります。

(3) 処遇審査会^{しょぐうしんさかい}

処遇審査会^{しょぐうしんさかい}では、処遇要領^{しょぐうようりょう}、つまり、矯正処遇^{きやうせいしょぐう}の目標^{もくひょう}や
その内容・方法^{ないようほうほう}を決定^{けつてい}したり、変更^{へんこう}したりします。まず、刑
執行開始時調査^{しっこうかいしじちょうさ}の終了後^{しゅうりょうご}に行^{おこな}われる審査会^{しんさかい}では、調査^{ちょうさ}の
結果^{けつか}を基^{もと}にして、処遇目標^{しょぐうもくひょう}や処遇内容^{しょぐうないよう}、工場^{こうじょう}や居室^{きょしつ}の指定^{していとう}等
を決定^{けつてい}します。その後^ごも、処遇^{しょぐう}の変更^{へんこう}等^{とう}については、この
審査会^{しんさかい}で決定^{けつてい}されます。審査会^{しんさかい}では、必^{かなら}ずしも皆^{みな}さんの希望^{きぼう}
どおり決定^{けつてい}されないこともあります。決^きまったことには
不満^{ふまん}を言^いわずに従^{したが}ってください。

(4) 調査センター

調査センターの対象者として当所に入所した人については、おおむね8週間掛けて処遇調査が行われるとともに、訓練工場で簡単な作業と生活上の各種の訓練が実施されます。調査センター対象者の多くは、別の施設に移されて処遇されることとなりますが、その施設をどこにするかなどを含め、より詳しい処遇方針を立てるために、時間を掛けて調査をします。調査は、自分自身を見つめ直す機会でもあるので、真剣に受けるとともに、反省心を持って毎日を大切にしながら生活しましょう。

3 制限の緩和

(1) 制限の緩和の類型

制限緩和の類型は、第一種から第四種までの4段階に分かれており、改善更生の意欲及び社会生活に適応する能力が高まるに従い、第四種から順次緩和されます。したがって、評価の内容によっては短期間で上位の区分が指定される可能性もあります。

(2) 制限の緩和の評価時期

定期の評価は、おおむね6か月ごとに1回実施されますが、それ以外に臨時に評価することもあります。法定期間の末日は、仮釈放審査と併せて審査されます(ただし、次の仮釈放審査予定日まで3か月以上ある場合には、その予定日までの間、3か月ごとに審査されます。)

4 ^{ゆうぐう そ ち}優遇措置

(1) ^{ゆうぐうくぶん}優遇区分

^{ゆうぐう そ ち}優遇措置は、その^{ていど おう}程度に応じ、^{だいいちるい}第一類（^{じゅけいたいど とく}受刑態度が特に
^{りょうこう だい に るい}良好）、^{じゅけいたいど りょうこう}第二類（^{だいさんるい}受刑態度が良好）、^{じゅけいたいど ふつう}第三類（^{だいいちるい}受刑態度が普通）、
^{だいよんるい}第四類（^{じゅけいたいど ふりょう}受刑態度がやや不良）及び^{およ だい ご るい}第五類（^{じゅけいたいど ふりょう}受刑態度が不良）
^{くぶん}に区分されます。

(2) ^{ひょうかきかん}評価期間

^{がつ}4月から^{がつ}9月まで及び^{およ}10月から^{がつ}翌年3月までの^{かくくぶん}各区分
による^{きかん}期間ごとの^{じゅけいたいど}受刑態度の^{ひょうか おう}評価に応じて、それぞれの^{ゆうぐう}優遇
^{くぶん}区分を^{してい}指定します。

なお、^{ひょうかきかん}評価期間の^{とちゅう}途中で^{けい}刑の^{しっこう}執行を開始した場合について
は、^{つぎ}次のとおりです。

ア ^{けい}刑の^{しっこう}執行を開始した日から^{かいし}起算して^ひ6月を^{きさん}経過する日
の^{ぞく}属する月の^{つき}翌月の^{よくげつ}初日^{しょにち}が^{がつついたちまた}4月1日又は^{がつついたち}10月1日であ
る場合を除き、それまでの^{かん}間に^{ちょうばつ}懲罰を^か科されたことがあ
る場合には^{だいごるい}第五類の^{ゆうぐうくぶん}優遇区分を、^{ちょうばつ}懲罰を^か科されたことが
ない場合であって、^{じゅけいたいど}受刑態度が^{ふりょう}不良であることを^{しめ}示す
^{じゅう}事由として^{ほうむだいじん}法務大臣が^{さだ}定める^{じゅう}事由がある場合には^{ばあい}第四類

ゆうぐうくぶん の優遇区分を、それら以外の場合には第三類の優遇区分
を指定する。

- イ 上記アにより第三類の優遇区分に指定されている
受刑者が懲罰を科された場合には、優遇区分の指定を
第五類に変更する。

(3) 優遇区分の指定

優遇区分の指定は、次に掲げる事項を総合的に評価するこ
とによって、職員が行います。

- ア 日常生活等の態度
イ 賞罰の状況
ウ 作業への取組状況
エ 各種指導への取組状況
オ 資格の取得状況

(4) 優遇区分による処遇

優遇区分による処遇は、次に掲げるような事項を実施しま
す。

- ア 室内装飾品その他当所内における日常生活に用いる
物品を貸与し、又は嗜好品を支給すること。

イ 自^じ弁^{べん}の物^{ぶつ}品^{ぴん}の使^し用^{よう}又^{また}は撮^{せつ}取^{しゅ}を許^{ゆる}すこと。

ウ 講^{こう}堂^{どう}、教^{きょう}室^{しつ}等^{とう}におけ^るるテレ^てビ^び、ビデ^どオ^お等^{とう}の視^し聴^{ちやう}をす^るこ
と。

(5) 優^{ゆう}遇^{ぐう}区^く分^{ぶん}ご^のの優^{ゆう}遇^{ぐう}措^そ置^ち (外^{がい}部^ぶ交^{こう}通^{つう}の優^{ゆう}遇^{ぐう}措^そ置^ちを^のぞ^く。)

ア 第^{だい}一^{いち}類^{るい}

(ア) 室^{しつ}内^{ない}装^{そう}飾^{しょく}品^{ひん}そ^の他^たの当^{とう}所^{しょ}におけ^るる日^に常^{ちやう}生^{せい}活^{かつ}に用^{もち}い^る
物^{ぶつ}品^{ぴん}を貸^{たい}与^よし、又^{また}は1か^{げつ}月^{げつ}に1回^{かい}、嗜^し好^{こう}品^{ひん}を支^し給^{きゅう}す^るこ
と。

(イ) 寝^{しん}衣^い、室^{しつ}内^{ない}装^{そう}飾^{しょく}品^{ひん}、サ^おン^よダ^かル^じ及^かび余^じ暇^か時^じ間^{かん}帯^{たい}におけ^るる
娛^ご楽^{らく}的^{てき}活^{かつ}動^{どう}に用^{もち}い^る物^{ぶつ}品^{ぴん}につい^て、自^じ弁^{べん}の物^{ぶつ}品^{ぴん}の使^し用^{よう}を
許^{ゆる}すこ^と。

(ウ) 食^{しょく}料^{りやう}品^{ひん}及^{およ}び飲^{いん}料^{りやう}につい^て1か^{げつ}月^{げつ}に2回^{かい}、自^じ弁^{べん}の物^{ぶつ}品^{ぴん}
の撮^{せつ}取^{しゅ}を許^{ゆる}すこ^と。

イ 第^{だい}二^に類^{るい}

(ア) 室^{しつ}内^{ない}装^{そう}飾^{しょく}品^{ひん}及^{およ}びサ^おン^よダ^かル^じについ^て、自^じ弁^{べん}の物^{ぶつ}品^{ぴん}の使^し用^{よう}
を許^{ゆる}すこ^と。

(イ) 嗜^し好^{こう}品^{ひん}につい^て、1か^{げつ}月^{げつ}に2回^{かい}、自^じ弁^{べん}の物^{ぶつ}品^{ぴん}の撮^{せつ}取^{しゅ}を
許^{ゆる}すこ^と。

ウ ^{だいさんるい} 第三類

(ア) ^{しつないそうしょくひんおよ} 室内装飾品及びサンダルについて、^{じべん} 自弁のものの^{しやう} 使用
を^{ゆる} 許すこと。

(イ) ^{しこうひん} 嗜好品について、1 ^{げつ} か月に1 ^{かい} 回、^{じべん} 自弁のものの^{せつしゆ} 摂取を
^{ゆる} 許すこと。

5 さぎょう 作業

けいむしょ さぎょう きりつ せいかつ い じ きょうどうせいかつ
刑務所での作業は、規律ある生活の維持、共同生活への
じゅんのう きんろういよく ようせい しょくぎょうてきぎのうおよ ち し き しゅうとく にんたいりよく
順応、勤労意欲の養成、職業的技能及び知識の習得、忍耐力
のかん養を目的として行われています。特に、懲役刑に服す
ひと けいほうだい じょうだい こう ちょうえき けいじしせつ こうち
る人は、刑法第12条第2項に「懲役は、刑事施設に拘置し
て所定の作業を行わせる。」と定められていますので、作業
することが義務になっています。

(1) さぎょうじかんとく 作業時間等

ア さぎょう きょうせいしやう 1 にち じかん こ
作業などの矯正処遇は、1日につき8時間を超えないこ
ととなっていますが、じじょう によっては えんちょう
延長することがあります。

イ さぎょう おこな ひ きゅうじつ どようび にちようびおよ しゅくじつ
作業を行わない日は、休日(土曜日、日曜日及び祝日)、
1 2 がつ 2 9 にち から よくねん がつ か 8 がつ 1 3 にち から 1
5 にち までの きじゅんび れんぞく か かん およ きょうせいし どう
日(原則として第二及び第四週の金曜日(その日が祝日等
の ばあい のぞ い か おな
場合は除く。)、以下同じ。)) となっています。ただ
し、すいじがかり かんごがかり してい ひと さぎょう
炊事係や看護係などに指定されている人は、「作業を
おこな ひ
行わない日」とされている日でも作業を行わなければな

らないことがあります。

また、配偶者又は二親等内の血族が死亡したことを知り、服喪を希望する場合において、その日から一週間以内の刑事施設の長が指定する日については、矯正処遇等をおこな行わないことができます。

(2) 作業の種類

作業の種類は、おおむね次のとおりです。

ア 生産作業

木工、印刷、洋裁、金属、その他の生産作業

イ 自営作業

営繕、経理（炊事・洗濯・清掃等）

(3) 作業報奨金

作業をした人には、作業報奨金が計算されます。これは、作業等工、就業時間、作業成績、就業態度等に基づいて計算され、それぞれの人に告知されます。

作業報奨金は、更生資金の一助として出所するときに支給されるのが原則であり、出所まではあくまで計算額として計上され、自由に使用することはできませんが、在所中でも、

領置金の状況その他の事情を考慮して、相当と認められる
ときには、別に記載する「優遇措置」に応じて、それぞれ定め
られた金額が所内生活に必要な日用品等の購入のため受給
することができます。また、被害者に対する損害賠償、親族
の生活の援助等のために必要があり、相当と認められる場合
には、相当額を受給できることがあります。

(4) 作業等工

ア 作業等工は、作業の種類及び内容、作業を行っている
期間、当該作業に要する知識及び技能の程度、作業成績並
びに就業の態度に基づいて、1等工から10等工までの
10段階に分けられます。そして、この作業等工は、作業
報奨金を計算するときの基礎となります。

新たに作業に就いたときは、原則として10等工に
編入されます。その後は、作業の種類により昇等期間や
昇等限度は異なりますが、技能、作業成績及び就業態度
が審査され、上位の作業等工に昇等したり、逆に降等し
たりします。

なお、転業したときも、原則として10等工に編入さ

れます。

イ 作業の内容は次のとおりです。

(ア) A 作業

炊事、介助、理髪、指導補助その他高度な知識及び技能

を要する作業又は職業訓練

(イ) B 作業

A 作業及びC 作業以外の作業

(ウ) C 作業

居室内で行う作業又は工場等で行う軽作業

ウ 昇等の基準

昇等の基準は下記のとおりですが、作業成績等は自分

で判断するものではないので、自己の思いどおりに昇等
しないこともあります。

1 とう 等 工	2 等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好 な期間が8 月以上あり、かつ、当該作業に要する知識及び 技能の程度が特に高いと認められること。
2	3 等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好

とう 等 こう 工	な^{き かん}期間^{げつ いじょう}が 7 月以上あり、かつ、当該作業^{とうがい さぎょう}に要^{よう}する知識^{ち しき}及び 技能^{ぎ の う}の程度^{ていど}が^{たか}高いと認め^{みと}られること。
3 とう 等 こう 工	4 等工^{とうこう}に指定^{してい}された後^{あと}、作業成績^{さぎょうせいせき}及び就業^{しゅうぎょう}態度^{たいど}が良好^{りょうこう} な期間^{き かん}が 6 月以上あり、かつ、当該作業^{とうがい さぎょう}に要^{よう}する知識^{ち しき}及び 技能^{ぎ の う}の程度^{ていど}が比較^{ひかく}的高^{てきたか}いと認め^{みと}られること。
4 とう 等 こう 工	5 等工^{とうこう}に指定^{してい}された後^{あと}、作業成績^{さぎょうせいせき}及び就業^{しゅうぎょう}態度^{たいど}が良好^{りょうこう} な期間^{き かん}が 5 月以上あること。
5 とう 等 こう 工	6 等工^{とうこう}に指定^{してい}された後^{あと}、作業成績^{さぎょうせいせき}及び就業^{しゅうぎょう}態度^{たいど}が良好^{りょうこう} な期間^{き かん}が 4 月^{げつ}（C 作業^{さぎょう}においては 7 月^{げつ}）以上^{いじょう}あること。
6 とう 等 こう 工	7 等工^{とうこう}に指定^{してい}された後^{あと}、作業成績^{さぎょうせいせき}及び就業^{しゅうぎょう}態度^{たいど}が良好^{りょうこう} な期間^{き かん}が 3 月^{げつ}（C 作業^{さぎょう}においては 6 月^{げつ}）以上^{いじょう}あること。
7 とう 等 こう 工	8 等工^{とうこう}に指定^{してい}された後^{あと}、作業成績^{さぎょうせいせき}及び就業^{しゅうぎょう}態度^{たいど}が良好^{りょうこう} な期間^{き かん}が 2 月^{げつ}（C 作業^{さぎょう}においては 5 月^{げつ}）以上^{いじょう}あること。

8 とう 等 工	9 等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が1月（B作業においては2月、C作業においては3月）以上あること。
9 とう 等 工	10 等工に指定された後、作業成績及び就業態度が良好な期間が1月（C作業においては3月）以上あること。

(5) 死亡手当金等

作業上死亡した場合は、遺族に対して死亡手当金が支給されます。また、作業上負傷し又は疾病にかかり、それらが治った場合において、身体に障害が残ったときは、別に定める身体障害等級等に基づいて計算された障害手当金が支給されます。ただし、故意又は重大な過失により負傷し、又は疾病にかかったときは、その全部又は一部が支給されない場合があります。また、作業上負傷し、疾病にかかり、釈放時に治っていない場合には、その傷病の性質、程度等を考慮し、相当と認められるときは、特別手当金が支給されます。

(6) 創意工夫

作業について、次の事項に関する創意工夫をして、それが

せいさんのうりつ こうじょうとう 生産能率の向上等につながったと認められるときは、^{さぎょうほう}作業報

^{しょうきん}奨金が^{かさん}加算されます。

ア ^{ひんしつこうじょう}品質向上

イ ^{しょうじょうじかん たんしゆく}所要時間の短縮

ウ ^{あんぜんせつびとう かいぜん}安全設備等の改善

エ その他^{た さぎょうじょうゆうこう}作業上有効と^{みと}認められる^{じこう}事項

(7) ^{しゅうぎょうじょう}就業上の^{こころえ}心得

ア ^{さぎょう はじ まえ き かい き ぐ てんけん かなら おこな}作業を始める前に、機械や器具の点検を必ず行うこと。

イ ^{さぎょうちゅう きょ か さだ}作業中は、許可なく、定められた^{ばしよ}場所から^{はな}離れたり、わ
^{み ざつだん}き見、雑談をしないこと。

ウ ^{ようべんとう さだ}用便等により、定められた^{さぎょうばしよ}作業場所を^{はな}離れるときは、^{かなら}必
^{きょ か う}ず許可を受けること。また、^{ようべん}用便は、なるべく^{きゅうけいじかん}休憩時間を
^{りよう}利用すること。

エ ^{き かい き ぐ ざいりょう せいひんとう たいせつ と あつか つね せいり}機械、器具、材料、製品等は大切に^と取り^{あつか}扱い、常に^{つね}整理
^{せいとん}整頓を^{こころが}に心^{かり}掛けること。仮に、これらの^{もの}物を^{こわ}壊したり、^な無
^{すみ}くしたりしたときは、速やかに^{しょくいん}職員に^{もう}申し^で出ること。

オ ^{ざいりょう む だ つか}材料を無駄に^{しょくいん}使ったり、^{めいれい}職員の命令のない^{せいひん}製品を^{つく}作っ
たりしないこと。

カ 機械や器具が故障したときや、調子の悪いときは、直ちに職員に申し出、無理に修理しようとしないこと。

キ 個人に貸与された器具は、各自責任をもって管理し、勝手に他の人と貸し借りしたり、許可なく工場外へ持ち出したりしないこと。

ク 技術指導者や業者等の部外者と無断で話をしないこと。

ケ 使用した器具は、「作業やめ」の合図があったら、手入れをし、きちんとまとめて返納し、職員の点検を受けること。

(8) 安全心得

工場ではいろいろな機械・器具等を使用して作業しますが、油断すれば大けがをすることがあります。作業に就いた際、必要に応じて安全衛生教育が行われるので、教えられたことを守って作業し、けがをしないようにしてください。また、けがをしてしまったときは、けがの程度にかかわらず、直ちに職員に申し出てください。

作業中守らなければならないことは、「作業安全衛生心得」という冊子や「作業標準書」に書いてありますが、次の事項

は、特に重要なことなので、必ず守ってください。

ア 指定された者以外は、絶対に機械の操作をしないこと。

イ 機械に取り付けられている安全装置を勝手に取り外さないこと。

ウ 作業中は、定められた保護具を必ず正しく着用すること。

エ 機械を運転しながら注油、掃除、調整等をしないこと。

オ 機械の点検、修理、調整、清掃、トラブル発生の際は、

必ずスイッチを切り、運転を止め、電源を切断し、職員の許可を受けてから行うこと。

カ 作業中は、職員や技術指導者の指示及び注意を守ること。

(9) 職業訓練

出所後の就職に必要な知識・技能を習得することを目的

として、職業訓練を行っています。当所においては、建築

関係ほかの職業訓練を実施していますが、他の施設におい

ても、いろいろな職業訓練を行っています。

職業訓練は、希望により受けることができますので、

希望者は、募集があったときに職員に申し出てください。

くんれんせい げんそく つぎ じょうけん そな ひと なか せんてい
訓練生は、原則として次の条件を備えた人の中から選定され
れます。

ア ざんけいき しょくぎょうくんれん ひつよう きかん こ
残刑期が職業訓練に必要な期間を超えていること。

イ しょくぎょうくんれん た けんこうじょうたい
職業訓練に耐えられる健康状態にあること。

ウ しょうない せいかつじょうきょう りょうこう かなら くんれん と
所内での生活状況が良好で、必ず訓練をやり遂げると
いう強い意志があること。

エ しょくぎょうおよ くんれん てきせい
その職業及び訓練に適性があること。

6 教育活動

当所で行う教育活動には、次のようなものがあります。

(1) 各種指導

皆さんの改善更生と円滑な社会復帰を促進するために、

一般改善指導、特別改善指導及び教科指導を行います。これ

らの指導は、その対象者には義務として課せられるものです。

ア 一般改善指導

一般改善指導は、あらかじめ定められた計画に基づき、

講話、体育、行事、面接、相談助言、担当訓話、視聴覚

教材その他の方法により行われます。対象は、全員あ

るいはグループに分けるなどして行われます。

指導は、被害者等の心情の理解や、自らの犯した罪に

対する反省を深めること、規則正しい生活習慣や健全な

考え方を身に付けること、釈放後の生活設計に必要な

情報を理解するとともに規則を遵守する精神、行動様式

を身に付けることを内容として行われます。

また、日本語教育は、日本語の能力に乏しく、かつそ

の習得が必要な、日本語を母国語としない人だけを対象

として、^{かんたん}簡単なレベルから^{おこな}行います。

なお、^{いっばんかいぜんしどう}一般改善指導については、^{げんそく}原則として^{きょうせいしどう}矯正指導
^び日に行われます。

イ ^{とくべつかいぜんしどう}特別改善指導

^{かいぜんこうせいおよ えんかつ しゃかいふつき}改善更生及び円滑な社会復帰のため、^{とく ひつよう みと}特に必要と認め
^{ひと たいしょう いっばんかいぜんしどう くわ やくぶついぞんりだつ}られる人を対象に、一般改善指導に加えて薬物依存離脱
^{しどう ぼうりょくだんりだつしどう せいはんざいさいはんぼうししどう ひがいしゃ}指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の
^{してん と い きょういく こうつうあんぜんしどうおよ しゅうろうしえんしどう}視点を取り入れた教育、交通安全指導及び就労支援指導
^{なか ひと また ふくすう しどう おこな}の中から一つ又は複数の指導を行います。

ウ ^{きょうかしどう}教科指導

^{きょうかしどう しゃかいせいかつ おく うえ ひつよう ていど よ か}教科指導は、社会生活を送る上で必要な程度の読み書
^{しゃかいせいかつ かん ちしき しゅうとく しどう}きや、社会生活に関する知識などを習得するための指導
です。

(ア) ^{ほしゅうきょうかしどう}補習教科指導

^{しゃかいせいかつ き そ しょうがっこうまた ちゅうがっこうそつぎょうてい ど}社会生活の基礎となる小学校又は中学校卒業程度の
^{がくりよく か かいぜんこうせいおよ えんかつ しゃかいふつき}学力を欠いているために、改善更生及び円滑な社会復帰
^{ししょう みと ひと ほしゅう きょうかしどう}に支障があると認められる人には、補習教科指導
^{こくご さんすう しゃかい おこな}(国語・算数・社会)を行います。

また、義務教育未修了の人で、文部科学省の認定試験
の受験を希望する人については、募集があった際に案内
しますので、応募してください。

さらに、松本少年刑務所において、長野県松本筑摩
高等学校の通信課程や、松本市立旭町中学校桐分校の
中学課程の勉強をする機会もあります。これらを修了
すると、中学校や高等学校卒業の証書が与えられます。

(イ) 特別教科指導

大学受験資格を得るために、文部科学省の認定試験
(高等学校卒業程度認定試験)を受験したい人は、募集
があった際に案内しますので、応募してください。この
試験に合格すれば、単に大学受験の資格を取得するだけ
ではなく、高校卒業に準じた待遇が得られるという
意義があります。

(2) その他の教育

ア 刑執行開始時の指導

処遇調査と並行して、刑執行開始時の指導が行われま
す。この指導は、当所の概要、当所内での生活上必要な

基本動作、将来への心構えなどの大切なことについて、
職員や部外の講師により行われます。

イ 釈放前の指導

円滑な社会復帰をするため、釈放の前に行う指導です。

満期釈放の人は、指定された居室で定められた期間の
指導を受けます。

仮釈放の人は、希望班に編入され、所定の期間の指導
を受けます。

なお、子どもに対する暴力的性犯罪等に係る事件で
受刑した場合、法律に基づき、出所情報を警察に提供す
ることとされています。

ウ 通信教育

学習意欲や能力のある人には、教養、職業上の
知識・技能の習得を図るため、通信教育の制度がありま
す。科目としては、ペン習字、書道、簿記等があります。

通信教育の受講者には、その費用を国が負担する公費生
と、本人が負担する私費生の二とおりがあります。公費
生は、年1回、選考の上で決められますが、私費生は、

いつでも受講^{じゅこう}できます。公費生^{こうひせい}、私費生^{しひせい}を問わず、受講^{じゅこう}を希望^{きぼう}する人^{ひと}は、職員^{しよくいん}に申し出^{もうで}てください。

エ 自主学習^{じしゅがくしゅう}

自主学習^{じしゅがくしゅう}の一環^{いつかん}として、教科^{きょうか}、教養^{きょうよう}、職業知識^{しよくぎょうちしきとうじ}等自己啓発^{こけいはつ}のために勉強^{べんきょう}したいと希望^{きぼう}する人^{ひと}に、自主学習^{じしゅがくしゅう}を認め^{みと}ています。希望^{きぼう}する人^{ひと}は、職員^{しよくいん}に申し出^{もうで}てください。

なお、自主学習^{じしゅがくしゅう}は、次の条件^{つぎじょうけん}を満^みたす者^{もの}に対して認め^{みと}られます。

- (ア) 刑執行開始時^{けいしっこうかいし}の指導^{しどうとう}等を終^{しゅうりょう}了^{のち}した後^{げつ}1か月^{けいか}を経過^{もの}した者
- (イ) 自主学習^{じしゅがくしゅう}のための書籍^{しょせき}を所持^{しよじ}している者^{もの}
- (ウ) 学習意欲^{がくしゅういよく}が認め^{みと}られる者^{もの}

自主学習^{じしゅがくしゅう}のできる種目^{しゅもく}は、一人^{ひとり}2種目^{しゅもく}までとします。

なお、自主学習^{じしゅがくしゅう}が認め^{みと}られた者^{もの}に対しては、その学習^{がくしゅう}に必要^{ひつよう}と認め^{みと}られる物品^{ぶつぴん}の特^{とく}別^{べつ}使用^{しよう}を認め^{みと}る場合^{ばあい}があります。

また、自主学習^{じしゅがくしゅう}を認め^{みと}られた者^{もの}であっても、学習意欲^{がくしゅういよく}が乏^{とぼ}しいこと、又は、病気^{びょうき}その他の事由^{たじゆう}により、自主学習^{じしゅがくしゅう}を継続^{けいぞく}することができなくなった場合^{ばあい}には、自主学習許可^{じしゅがくしゅうきよか}を取り消^とすこと^けがあります。

おって、一度自主学習を認められた者^{もの}については、学習意欲^{がくしゅういよく}があることを条件^{じょうけん}に許可^{きょか}していますので、開始^{かいし}から6か月以上^{げついじょう}実施^{じっし}しなければ、許可^{きょか}された自主学習^{じしゅがくしゅう}の辞退^{じたい}は認めません。

7 宗教教誨（宗教教誨師）

情操心の育成や、人としての生き方を宗教に求める人は、希望する宗教を選んで、募集の際に職員に申し出てください。また、教誨師の個人教誨を受けることもできますので、希望する人は、職員に申し出てください。

なお、宗教教誨を受講する際は、講師（教誨師）に対し、礼儀正しく振る舞うこと。態度不良の場合は退場を命じ、あるいは以後の教誨は行わないことがあります。

（1）集合教誨

集合教誨は、宗教教誨希望者の集団に対して、教誨師から指導を受けるものです。

（2）個人教誨

教誨師には、宗教面での個人的な指導もお願いしています。個人的に悩みがあつて宗教家に相談したいとき、在所中に父母妻子等肉親の死に接したとき、被害者の命日などに際してその冥福を祈りたいときなどに個人教誨を受けたい人は、その旨を職員に申し出てください。ただし、当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、個人教誨を受けることができないので、承知し

ておいてください。

なお、読経を希望する人は、原則として、1年に1回、配偶者
又は二親等以内の親族及び被害者について行うことができますので、申し出てください。

(3) 居室内にて一人で行う宗教上の行為

あなたが余暇時間帯等に一人で礼拝その他の宗教上の行為を行
いたい場合には、他人の迷惑にならないよう十分注意して行ってくだ
さい。たとえ、宗教上の行為であるとしても、大声や騒音を発した
り、他人の迷惑になるような言動をしたり、職員の視察を妨げるなど、
当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある行為は認められません。

8 篤志面接（篤志面接委員）

いろいろな^{なや}悩みごとの^{そうだん}相談に、それぞれの^{せんもんてきたちば}専門的立場から、
篤志面接委員^{とくしめんせついいん}が^{おう}応じてくれます。面接^{めんせつ}を希望^{きぼう}する人^{ひと}は、職員^{しょくいん}
に^{もう}申し出^でてください。

ただし、内容^{ないよう}によっては受け付けることができない場合^{ばあい}も
ありますので、承知^{しょうち}しておいてください。

9 余暇活動等

所内生活に^{しよないせいかつ}変化^{へんか}を持たせたり、^{しゅうだんせいかつ}集団生活^あの在り方^{かた}を^{まな}学んだり、^{けんこうぞうしん}健康増進^{はか}を図ることなどのために、^{よ か じ かん たい とう}余暇時間帯等^よにおいて、^{さまざま}様々な活動^{かつどう}が用意^{ようい}されています。

(1) 運動競技

ソフトボールその他の^た種目^{しゅもく}があります。^{うんどう}運動する^{まえ}前に十分^{じゅうぶん}に^{じゅんびうんどう}準備運動^{しよ}をして、けがのないようにしましょう。また、^{しょうぶ}勝負^{ひつよういじょう}に必要以上^{だんたいせいかつ}にこだわったり、団体生活^{みだ}を乱すような自分勝手^{じぶん かって}な行動^{こうどう}は^{つつし}慎んでください。

(2) 各種行事

^{えんげい}演芸、^{おんがくかんしょうとう}音楽鑑賞等^{ぎょうじ}の行事^{ぎょうじ}があります。行事は、レクリエーションであるとともに、^{みな}皆さんが、^{しょうらい}将来、^{しゃかいせいかつ}社会生活^{いと}を営む上^{うえ}で必要となる^{ひつよう}教養^{きょうよう}を^{たか}高め、^{じょうそう}情操^{ゆた}を豊かにするためのものでもありますから、^{ちょうばつとう}懲罰等^{さん か}で参加できない人^{ひと}を除き、^{のぞ}全員参加^{ぜんいんさん か}してください。

これら行事を行う講堂では、次の事項を守ってください。

ア ^{しょくいん}職員の指示^{し じ}に従い^{したが}、指定された席^{してい}に座^{せき}って、^{すわ}静かに^{しず}行事^{ぎょうじ}の開始^{かいし}を待^まつこと。

イ ^{うで}腕や^{あし}足を^く組んだり、^{ふていさい}不体裁な^{かつこう}格好でいすに^{すわ}座らないこと。

ウ ^{ざっだん}雑談や^みわき見をしたり、^{おおごえ}大声や^{きせい}奇声を^{はつ}発したり、^て手や^め目で^{あいず}合図をしないこと。

エ ^{さだ}定められた^{せき}席は^た他の^{ひと}人と^か替わらないこと。

(3) ^{かつどう}クラブ活動

^{けんぜん}健全な^{しゅみ}趣味や^{ゆた}豊かな^{きょうよう}教養を^み身に^つ付けるため、^{かつどう}クラブ活動を
^{じっし}実施しています。^{しゅもく}種目としては、^{はいく}俳句、^{しょどう}書道、^{しゃきょう}写経、^{たんでんしき}丹田式
^{こきゅうほう}呼吸法があります。^{さんか}参加を^{きぼう}希望する^{ひと}人は、^{ぼしゅう}募集の際に^{さい}職員に
^{もう}申し^で出てください。

(4) ^{ほうそう}放送

テレビ・ラジオは、^{さだ}定められた^{じかん}時間に^{ほうそう}放送します。テレビ・ラジオ番組
^{みな}は、皆さんの^{きぼう}希望を^{こうりょ}考慮して、^{きょうよう}ニュース、^{おんがくとう}教養、スポーツ、音楽等を
^{えら}選んでいます。

(5) ^{じ こ けいやくさぎょう}自己契約作業

^{せいげんくぶん}制限区分が^{だいいっしゅおよ}第一種及び^{だいにしゅ}第二種の^{ひと}人で、^{きんろういよく}勤労意欲があるなど^{いってい}一定の
^{ようけん}要件を^み充たす^{ひと}人に対しては、^{へいじつ}平日の^{よ か じかんだい}余暇時間帯、^{きょしつ}居室において、^{がいぶ}外部の
^{じ ぎょうしゃ}事業者と^{けいやく}契約して^{おこな}行^{じ こ けいやくさぎょう}う自己契約作業を^{ゆる}許されることがあります。た
^{さぎょうりょう}だし、作業量などの^{つごう}都合により、^{かなら}必ず^{きよか}許可になるとは^{かぎ}限りません。

10 ノート、^{しゃしん}写真、^{しょせきとう}書籍等

(1) ノート

ノートは、^{ざっきよう}雑記用として1冊、^{さつ}勉強用として2冊以内、^{さついない}訴訟用は必要
^{おう}に応じた^{さっすう}冊数を^{しょう}使用できます。^{ほかんしぶつ}保管私物として^{じぶん}自分で^{かんり}管理しているノ
ートでも、^{かって}勝手に^{しょう}使用することはできません。^{しょうもくてき}使用目的を^{あき}明らかにし
た^{しょうねが}使用願いを^{ていしゅつ}提出し、^{きよか}許可を得てから^え使用^{しょう}することができます。

なお、ノートに^{きごう}記号、^{あんごう}暗号、^{いんご}隠語、^{しょない}所内の^{みとり}見取図等が^{ずとう}書いてある^か場合、
その^た他所内の^{しょない}規律秩序を^{きりつつじよ}害するおそれがあると^{がい}認められる^{みと}記述^{きじゅつ}がある
^{ばあい}場合は、その^{ぶぶん}部分を^き切り^と取ったり、^け消したり、その^{しょうきよか}ノートの^{しょうきよか}使用許可を
^と取り^け消すことがあります。

ノートの^{しょう}使用については、^{つぎ}次の^{ちゅういじこう}注意事項を^{まも}守ってください。

ア ノートは、^か書き^{そん}損じても勝手に^{かって}破^{やぶ}ったり、^す捨てたりしないこと。

イ ^{げんそく}原則として^{にほんご}日本語で^{きさい}記載すること。ただし、^{がいこくじんじゅけいしゃ}外国人受刑者につい
ては、^じローマ字で^{きさい}記載することが^{みと}認められます。

ウ ノートには、^{しんぶん}新聞、^{ざっしとう}雑誌等の^き記事や^{しゃしん}写真の^{きりぬ}切抜きを勝手に^{かって}はり付
けないこと。

エ ノートは、^{きよか}許可されている^{はんい}範囲（^{ざっきよう}雑記用、^{べんがくようまた}勉強用又は^{しょうよう}訴訟用のい
ずれか）で^{しょう}使用し、^{はんいがい}範囲外の^{しょう}使用をしないこと。

オ ^か書き^お終えたノートについては、^{じぶん}自分で^{ほかん}保管しない場合、^{ばあい}廃棄^{はいきまた}又は
^{たくさ}宅下^{てつづき}げの手続^{そうとう}を^{りゆう}すること。ただし、^{みと}相当の理由^{ばあい}があると認められ
る場合には^{りようち}領置^{ばあい}することができます。

カ ^{しょうきょかしよう}使用許可証^{きさい}に記載された^{しょうこころえ}使用心得^{まも}を守ること。

(2) ^{しゃしん}写真

^{しゃしん}写真は、^{しょうない}所内の^{きりつおよ}規律^{ちつじょ}及び^{がい}秩序^{きようせいしよぐう}を害するおそれがなく、かつ^{きようせいしよぐう}矯正処遇
^{てきせつ}の適切な実施^{じっし}に^{ししやう}支障^{しやう}を生^{かぎ}じるおそれがない限り^{しよじ}所持^{しよじ}することができ
ます。

ポスター、^{しゅっぱんぶつ}ブロマイド、^{いんさつぶつ}出版物・印刷物の^{また}コピー^き又は^ぬ切り抜き、
^{しゃしんしゅう}写真集、^{しゃしんよう}写真用紙^{しいがい}以外のものに^{てんしゃ}転写^{しゃしん}したものなどは、^と写真として取り
^{あつか}扱いません。また、^{ばん}A4版^こを超える^{おお}大きさのものの、^{へんけい}変形^{へんけい}したものなど
^{こじんほかん}で個人保管^{てき}に適さないもの、^{ふくすう}複数の^{しゃしん}写真^あをはり合わせたものやラミネ
^{かこう}ート加工^{ほどこ}を施^{けんさ}したものなどで^{こんなん}検査^{また}が困難^{べん}なもの、又は^{なが}1辺^{なが}の長さ^{なが}が3
^{いじやう}センチメートル^{しゃしん}以上のシール^{かんりじやうししやう}写真^{しよじ}などで管理上^{しよじ}支障^{しよじ}のあるものは所持
できません。

^{きよしつない}居室^{しよじ}内において所持^{しゃしん}する^{こじんたいよ}写真^{しぶつほかん}は、個人貸与^{きよか}された私物^う保管^{じべん}バッグに
^い入れて^じ自己^こ管理^{かんり}してください（^{きよか}許可^うを受けた^{じべん}自弁^{しゃしん}の^た写真^い立て^いに入れる
^{ばあい}場合^{のぞ}を除く。）。

(3) 書籍等

読書は、教養を身に付けたり、思考力を深め、正しいものの見方を身に付けたり、豊かな感性を磨くことができます。また、気分転換の効果も大きいので、努めて読書するようにしましょう。書籍は、備付書籍（官本）と自弁の書籍（私本）とに分けられます。

ア 備付書籍

図書カード又はその他の方法によって、読みたい書籍を選ぶことができます。貸与冊数及び貸与期間については、次のとおりです。

(ア) 貸与冊数

備付書籍には、一般備付書籍と特別備付書籍の区分があります。一般備付書籍の貸与冊数は、1回につき2冊です（月2回）。特別備付書籍に指定された辞典、学習用書籍等の貸与冊数は2冊ですが、経典は別に2冊まで借りることができます。また、裁判所その他法律の権限を有する機関による権利救済を求めるために必要であるとして貸与を願い出た備付書籍について、必要と認められる場合は、特別備付書籍の冊数と合わせて5冊まで所持することができます。

なお、^{そなえつけしょせき}備付書籍^{ばあい}の場合、^{ぞうしょ}蔵書^{かぎ}に限りがあるので、^{きぼう}希望^{しょせき}した書籍

が^{かなら}必ず^{たいよ}貸与^{かぎ}されるとは限りません。

(イ) ^{たいよきかん}貸与期間

^{そなえつけしょせき}備付書籍^{たいよきかん}の貸与期間は、^{しゅうかん}おおむね2週間です。ただし、

^{とくべつそなえつけしょせき}特別備付書籍^{じしょ}のうち、^{がくしゅうようとしょ}辞書・学習用図書^{げつ}については2か月ま

で、^{きょうてん}経典^{げつ}については6か月まで、^{ねが}願出^でによりその^{きかん}期間^{こうしん}を更新

することができます。^{きかん}期間^すを過ぎた^{しょせき}書籍^{しょじ}は所持できないので、

^{えんちょう}延長^{ばあい}する場合は、^{じぜん}事前に^{しょくいん}職員^{もう}に申し出ること。

イ ^{じべん}自弁^{しょせき}の書籍

^{じべん}自弁^{しょせき}の書籍^{かん}に関する^{とりあつか}取扱い^{つぎ}は、次のとおりです。

(ア) ^{じべん}自弁^{しょせき}の書籍^{ないよう}の内容^{けんさ}を検査^{けっか}した結果^{きさいないよう}、その記載内容^{きさいないよう}によっては、

^{ほうれい}法令^{もと}に基づいて^{えつらん}閲覧^{きんし}が禁止^{えつらんきんしぶぶん}されること。^{ばあい}閲覧禁止部分^{えつらんきんしぶぶん}がある場合、

^{とうしょ}当所^{そうとう}において^{みと}相当^{ほんにん}と認め^{どうい}、本人^{とうがいぶぶん}の同意^{まつしょう}があれば、当該部分^{まつしょう}を抹消^{まつしょう}

し、又は^{また}削除^{さくじょ}して^{えつらん}閲覧^{まつしょうまた}ができること。ただし、抹消^{さくじょ}又は^{がいとう}削除^{がいとう}に該当

する部分^{ぶぶん}が^{たりよう}多量^{しょせきじたい}であるときは、書籍^{えつらん}自体^{えつらん}の閲覧^{ばあい}ができない場合^{ばあい}があります。

(イ) ^{じべん}自弁^{しょせき}の書籍^{えつらん}の閲覧^{きんし}を禁止^{ばあい}する場合は、^{こべつ}個別^{こくち}に告知^{こくち}されること。

(ウ) ^{じべん}自弁^{しょせき}の書籍^{しぶつほかん}は、私物保管^いバッグ^じに入れて^{じこかんり}自己管理^{じこかんり}すること。

ただし、読み^よ終えた^お雑誌は、原則^{ざっし}として^{げんそく}廃棄^{はいき}すること。

(エ) 自弁^{じべん}の書籍^{しょせき}の閲読^{えつどく}許可^{きょか}証^{しやう}を故意^{こい}にはがしたりしないこと。仮^{かり}にはがれた場合は、必ず^{かなら}職員^{しょくいん}に申し出^{もうで}ること。

(オ) 自弁^{じべん}の書籍^{しょせき}の購^{こう}入^{にゅう}は、別^{べつ}に定め^{さだ}る要領^{ようりょう}により申^{もう}込^{しこ}みを行^{おこな}うこと。

ウ 新聞紙^{しんぶんし}

新聞紙^{しんぶんし}の取^{とり}扱^{あつか}いは、次^{つぎ}のとおりです。

(ア) 備付^{そなえつけ}日刊^{にっかん}通^{つう}常^{じょう}新聞紙^{しんぶんし}は、指定^{してい}のものを回覧^{かいらん}(自弁^{じべん}で日刊^{にっかん}通^{つう}常^{じょう}新聞紙^{しんぶんし}を購^{こう}読^{どく}していない人^{ひと}に限^{かぎ}る。)又^{また}は掲^{けい}示^じされること。

(イ) 希望^{きぼう}する人^{ひと}は、指定^{してい}された日刊^{にっかん}新聞紙^{しんぶんし}(日刊^{にっかん}通^{つう}常^{じょう}新聞紙^{しんぶんし}・日刊^{にっかん}特別^{とくべつ}新聞紙^{しんぶんし})を購^{こう}入^{にゅう}して閲覧^{えつらん}ができること。

(ウ) 読み^よ終えた^お新聞紙^{しんぶんし}は、原則^{げんそく}として^{はいき}廃棄^{はいき}されること。

(エ) 日刊^{にっかん}新聞紙^{しんぶんし}の差^さ入^{いれ}は、原則^{げんそく}として認^{みと}められないこと。

エ 書籍^{しょせき}以外^{いがい}の文書^{ぶんしょ}図画^{とが}

パンフレット、小冊子^{しょうさつし}、その他^たの文書^{ぶんしょ}の検^{けん}査^さについては、自弁^{じべん}の書籍^{しょせき}と同^{おな}じ取^{とり}扱^{あつか}いをします。

11 保健・衛生

当所内では、規則正しい生活を送ることによって健康を維持していく必要があります。仮にけがや病気にかかったとしても、当所には相応の医薬品及び設備があるので、無様な心配はいりません。しかし、集団生活ではお互いが衛生面に配慮しなければならないことがあるほか、防疫にも注意を払う必要があります。したがって、食前や用便後の手洗い、流行性感冒の予防のためのうがいなどを励行してください。

(1) 診療

ア 健康に注意し、病気にかかったり、けがをしたときは、速やかに職員に申し出るとともに、医師の指示に従って健康の回復に努めること。

イ 感染のおそれがある病気にかかっている人又はその疑いがある人は、速やかに職員に申し出て治療を受けるほか、他の人に迷惑を掛けないようにすること。

ウ 医師の診療を受けるときは、騒がず静かに待ち、医師の質問には正直に答えること。

エ 薬は指示されたとおりに服用すること。また、あらか

じめ担当保管薬として指定された薬については、職員が
服用を確認して、薬包紙を引き上げることになっている
ので、職員の指示に従って服用すること。

オ 病状に応じて、治療のための食事が特別に給与され
たり、制限される場合があること。

カ 感染症予防のための医療上の措置については、特別の
理由がない限り、これを拒否することはできないこと。

(2) 指名医による診療

けが又は病気により必要がある場合には、皆さんが指名し
た当所の職員ではない医師等による診療を自費で受けるこ
とができるので、自費での診療を希望する人は、職員に申し
出てください。ただし、これは当所内において、皆さんが指名
した医師等による診療を実施するものであって、皆さんを
指名した医師等のもとへ連れ出すというものではありません。
また、医師等にも施設内の遵守事項を守ってもらうことなど、
いくつかの制約があります。

(3) 入浴

ア 入浴は、保健衛生上必要なもので、正当な理由がある場合

い が い かなら してい ひ にゅうよく
以外は必ず指定した日に入浴すること。また、1 回の

にゅうよくじ かん
入浴時間は、ひげそりを含めておおむね 15 分です。

イ 入浴の心得

(ア) にゅうよくじ しよくいん し じ また あい ず したが こうどう
入浴時は職員の指示又は合図に従って行動すること。

(イ) よくそう はい かはんしん あら はい
浴槽に入るときは、下半身をよく洗ってから入ること。

また、せつすい つと よくそうない
また、節水に努めるとともに、浴槽内でタオルや石けん
をしよう しょう とうはつ あら
を使用したり、頭髪を洗ったりするなどして、他の人の
めいわく
迷惑になるようなことはしないこと。

(ウ) しんりょうじょう え ば あい い し し じ
診療上やむを得ない場合には、医師の指示によって

にゅうよく せいげん し じ まも
入浴を制限することがあるので、その指示を守ること。

(エ) かんせん びょうき ひとまた
感染のおそれがある病気にかかっている人又はその

うたが ひと た ひと べつ にゅうよく
疑いがある人は、他の人とは別に入浴させるので、あら
かじめしょうち
かじめ承知しておくこと。

(4) ちょうはつ 調髪・ひげそり

ア ちょうはつ ていきてき げつ かい じっし
調髪は定期的（おおむね 1 か月に 1 回）に実施します。

イ かみがた げんけい が まえ ご ぶ が ちゅうはつ が く べつ
髪型は、原型刈り・前五分刈り・中髪刈りに区別され、

つぎ ひと きぼう ちゅうはつ が きょか もう で
次の人は希望により中髪刈りが許可になるので申し出る
こと。

(ア) 仮釈放^{かりしゃくほう}の準備^{じゅんび}のため必要^{ひつよう}があると認め^{みと}られる人^{ひと}

(イ) 残刑期^{ざんけいき}が 3 か月以内^{げつい ない}の人^{ひと}

(ウ) 禁錮受刑者^{きんこじゅけいしや}

(エ) 拘留受刑者^{こうりゅうじゅけいしや}

ウ 調髪実施^{ちょうはつじっし}の際は、無断^{さい}で調髪係^{むだん}と話^{ちょうはつがかり}をしたり、勝手^{はなし}に
調髪用具^{ちょうはつようぐ}に触^ふれたりしないこと。

エ ひげそりのときは、額^{ひたい}の生え際^はをそりこんだり、もみ上^あ
げを長^{なが}くしたりしないこと。また、ひげを伸^のばさないこ
と。

オ 電気かみそり^{でんき}を所持^{しよじ}していない者^{もの}については、入浴時^{にゆうよくじ}に
T字かみそり^じを貸与^{たいよ}するので、必ず^{かなら}ひげそり^{おこな}を行うこと。

(5) 洗濯^{せんたく}

貸与^{たいよ}された衣類^{いるい}は、定期的^{ていきてき}に洗濯^{せんたく}するので、指定^{してい}された日^ひに
必ず^{かなら}出^だしてください。

なお、許可^{きよか}を得^えずに工場^{こうじょう}や居室^{きよしつ}で洗濯^{せんたく}することは認め^{みと}られ
ません。

また、残刑期^{ざんけいき} 2 か月以内^{げつい ない}の人^{ひと}、仮釈放審査^{かりしゃくほう しんさ}のための委員^{いいん}
面接^{めんせつ}が終了^{しゅうりょう}した人^{ひと}及び委員面接省略^{めんせつしょうりゃく}の告知^{こくち}を受^うけた人^{ひと}に

は、^{りょうちちゅう}領置中の^{いるい}衣類を^{ゆうりょう}有料で^{せんたく}洗濯できる^{せいど}制度があるので、^{ひつよう}必要
がある^{ばあい}場合は^{もう}申し^で出てください。

おって、^{ゆうりょうせんたく}有料洗濯の^{もうしこ}申込みの^{しめきり}締切は、^{しゅつしょ}出所^{げつまえ}1か月前まで
です^{ちゅうい}ので注意してください。

(6) ^{うんどう}運動

^{うんどう}運動は、^{こうう}降雨、^{きゅうじつとう}休日等を^{のぞ}除き、^{いちにち}一日につき^{ぶんいじょう}30分以上、で
きる^{かぎ}限り^{こがい}戸外で^{じっし}実施します。^{こがい}戸外で^{うんどう}運動ができない^ひ日には、
^{きょしつないとう}居室内等で^{ほうそう}放送に^あ合わせて^{うんどう}運動ができます。^{うんどう}運動は^{けんこう}健康を
^ほ保持^じするために^{じゅうよう}重要な^{しんたいじょうとう}ものですので、^{とくべつ}身体上等の^{りゆう}特別な理由
がない^{かぎ}限り^{じっし}実施してください。

なお、^{うんどう}運動に^あ当たっては^{つぎ}次の^{じこう}事項を^{まも}守ってください。

ア ^{うんどうようぐ}運動用具は、^{たいせつ}大切に^{あつか}扱い、^{しょうもくてきいがい}使用目的以外には^{つか}使わない
こと。

イ ^{うんどう}運動は、^{しせつ}施設において^{みと}認められたものに^{かぎ}限ること。

ウ ^た他の^{ひと}人の^{うんどう}運動を^{じゃま}邪魔しないこと。

エ ^{しんりょうじょう}診療上や^えむを得ない^{ばあい}場合には、^{いし}医師の^{しじ}指示によって、

^{うんどう}運動の^{じかん}時間や^{ほうほう}方法が^{せいげん}制限されることがあるので、その

^{ばあい}場合には^{しじ}指示を^{まも}守ること。

オ 室内運動時には、居室内で飛び跳ねるなど他の者の迷惑
となるような運動はしないこと。

(7) 健康診断

健康診断は、医師が皆さんの健康状態を把握する上でも、
また保健衛生上の面からも必要なものであることから、これ
を拒むことはできません。

健康診断の項目は、目的や対象となる人によっても異なり
ますが、おおむね次のとおりです。

ア エックス線撮影

イ 採血

ウ その他、医師が指示した医学的処置

12 ^{がいぶこうつう} 外部交通

(1) ^{めんかい} 面会

ア ^{めんかい} ^{あいてがた} 面会の相手方

^{めんかい} ^{あいてがた} ^{つぎ} ^{ひと} ^{ゆる}
面会の相手方として次の人が許されます。

なお、^{めんかい} ^{もうしで} ^{よそう} ^{しんぞくとう}
面会の申出が予想される親族等については、

^{えんかつ} ^{じっし} ^{じぜん} ^{しよてい} ^{とどけで}
円滑な実施のために、事前に所定の届出をしてください。

また、^{しんぞくいがい} ^{もの} ^{めんかい} ^{もうしで} ^{ばあい}
親族以外の者から面会の申出があった場合には、

^{しよてい} ^{ちょうさ} ^{じっし} ^{うえ} ^か ^き ^{じょうけん} ^{がいとう} ^{めんかい}
所定の調査を実施の上、下記の条件に該当するか、面会

^{ひつようせい} ^{いな} ^{はんだん} ^{たと} ^{じぜん}
の必要性があるか否かを判断しますので、例えば事前の

^{とどけで} ^{とうろく} ^{かなら} ^{めんかい} ^{みと}
届出や登録があったとしても、必ず面会が認められると

^{かぎ}
は限りません。

(ア) ^{しんぞく} ^{こんいん} ^{とどけで} ^{じじつじょうこんいんかんけい}
親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と

^{どうよう} ^{じじょう} ^{もの} ^{ふく}
同様の事情にある者を含む。）

(イ) ^{こんいんかんけい} ^{ちょうせい} ^{そしょう} ^{すいこう} ^{じぎょう} ^い ^じ ^た
婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の

^{みぶんじょう} ^{ほうりつじょうまた} ^{ぎょうむじょう} ^{じゅうだい} ^{りがい} ^{かか} ^{ようむ} ^{しょ}
身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処

^り ^{めんかい} ^{ひつよう} ^{もの}
理のため面会することが必要な者

(ウ) ^{こうせい} ^ほ ^ご ^{かんけい} ^{もの} ^{しゃくほうご} ^{こよう}
更生保護に関係のある者、釈放後に雇用しようとする

^{もの} ^た ^{めんかい} ^{かいぜんこうせい} ^し ^{みと} ^{もの}
者その他の面会により改善更生に資すると認められる者

(エ) 上記(ア)ないし(ウ)以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会によって刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる者については、面会を認められる場合があります。

イ 面会の立会い等

矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要がある場合には、職員が面会に立ち会い、又はその面会の状況を録音し、若しくは録画する場合があります。ただし、「自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員」及び「自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士」については除外します(刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めべき特別の事情がある場合を除く。)。

ウ ^{めんかい いちじていし およ しゅうりょう} 面会の一時停止及び終了

^{つぎ} 次のいずれかに該当する場合には、^{がいつ} 職員により、その
^{こうい も} 行為若しくは^{はつげん} 発言を^{せいし} 制止し、又はその^{めんかい いちじていし} 面会を一時停止す
^{ばあい} る場合があります。この場合においては、^{めんかい いちじ} 面会の一時
^{ていし} 停止のため、^{しよくいん みな} 職員が皆さん又は^{また} 面会^{あいてがた} の相手方^{たい} に対して、
^{めんかい ばしょ} 面会の場所からの^{たいしゅつ めい} 退出を命じ、その他^{た ひつよう} 必要な^{そち} 措置を^と 執り
ますので、^{しじ} 指示に^{したが} 従ってください。

なお、^{めんかい いちじていし} 面会が一時停止された場合において、^{めんかい} 面会
^{けいぞく} 継続させることが^{そうとう} 相当でないと^{みと} 認めるときは、その^{めんかい} 面会
^{しゅうりょう} を終了させることもあります。

(ア) ^{みな} 皆さん又は^{また} 面会^{めんかい} の相手方^{あいてがた} が次の①又は②のいずれかに
^{がいつ} 該当する行為^{こうい} をするとき。

① ^{めんかい} 面会^{あいてがた} の相手方^{にんずう} の人数、^{めんかい} 面会^{ばしょ} の場所、^{めんかい} 面会^{ひ およ} の日及び
^{じかんたい} 時間帯、^{めんかい} 面会^{じかん} の時間^{およ} 及び^{かいすう} 回数^た その他^{めんかい} 面会^{たいよう} の態様^{こうい} につい
て、^{けいじしせつ} 刑事施設^{かんりうんえいじょうさだ} が管理運営上^{せいげん} 定めた^{いはん} 制限^{こうい} に違反する行為

② ^{けいじしせつ} 刑事施設^{きりつおよ} の規律^{ちつじょ} 及び^{がい} 秩序^{こうい} を害する行為

(イ) ^{みな} 皆さん又は^{また} 面会^{めんかい} の相手方^{あいてがた} が次の①から⑤までのいずれ
^{がいつ} かに^{ないよう} 該当する^{はつげん} 内容^{はつげん} の発言^{はつげん} をするとき。

- ① 暗号^{あんごう}の使用^{しよう}その他の理由^{た り ゆ う}によって、刑事施設^{けいじしせつ}の職員^{しよくいん}が理解^{りかい}できないもの。
- ② 犯罪^{はんざい}の実行^{じっこう}を共謀^{きょうぼう}し、あおり、又は唆^{また そそのか}すもの。
- ③ 刑事施設^{けいじしせつ}の規律^{きりつおよ}及び秩序^{ちつじょ}を害^{がい}する結果^{けつ か}を生^{しょう}ずるおそれのあるもの。
- ④ 皆^{みな}さんの矯正処遇^{きやうせいしょぐう}の適切^{てきせつ}な実施^{じっし}に支障^{ししょう}を生^{しょう}ずるおそれのあるもの。
- ⑤ 特定^{とくてい}の用務^{ようむ}の処理^{しゅり}のため必要^{ひつよう}であることを理由^{りゆう}として許^{ゆる}された面会^{めんかい}において、その用務^{ようむ}の処理^{しゅり}のため必要^{ひつよう}な範囲^{はんい}を明^{あき}らかに逸脱^{いつだつ}するもの。

エ 面会^{めんかい}の回数^{かいすう}

面会^{めんかい}の回数^{かいすう}は、優遇区分^{ゆうぐうくぶん}によって異^{こと}なります。優遇区分^{ゆうぐうくぶん}ごとの面会回数^{めんかいかいすう}は、原則^{げんそく}として次^{つぎ}のとおりです。

(ア) 第一類^{だいいちるい}

1 か月^{げつ}につき 7 回^{かい}以内^{ない}

(イ) 第二类^{だいにるい}

1 か月^{げつ}につき 5 回^{かい}以内^{ない}

(ウ) 第三類^{だいさんるい}

1 か^{げつ}月につき 3 回^{かい い ない}以内

(エ) 第四^{だいよんるい}類

1 か^{げつ}月につき 2 回^{かい い ない}以内

(オ) 第五^{だいごるい}類

1 か^{げつ}月につき 2 回^{かい い ない}以内

(カ) 優^{ゆうぐうくぶん}遇^し区^{てい}分^{もの}の指定^しがない者

1 か^{げつ}月につき 2 回^{かい い ない}以内

オ 面^{めんかい}会^{じかんたいとう}の時間^{じかん}帯^{たい}等

(ア) 面^{めんかい}会^{じかんたい}の時間^{じかん}帯^{たい}

面^{めんかい}会^{じかんたい}の申^{もうし}出^での日^ひ及^{およ}び時間^{じかん}帯^{たい}は、行^{ぎょう}政^{せい}機^き関^{かん}の休^{きゅう}日^{じつ}に關

する法^{ほう}律^{りつ}第^{だい}1 条^{じょう}第^{だい}1 項^{こう}各^{かく}号^{ごう}(土^ど曜^{よう}日^び、日^に曜^{ちよう}日^び、祝^{しゅく}日^{じつ}及^{およ}び

1 2 月^{がつ} 2 9 日^{にち}から翌^{よく}年^{とし}の 1 月^{がつ} 3 日^かまでの日^ひ)に掲^かげる日^ひ

以^い外^{がい}の日^ひ(以^い下^か「平^{へい}日^{じつ}」とい^う。) の午^ご前^{ぜん} 8 時^じ 3 0 分^{ぶん}か

ら同^{どう} 1 1 時^じ 3 0 分^{ぶん}まで及^{およ}び午^ご後^ご 零^{れい}時^じ 3 0 分^{ぶん}から午^ご後^ご 4

時^じまでです。また、面^{めんかい}会^{じかんたい}の日^ひ及^{およ}び時間^{じかん}帯^{たい}は、平^{へい}日^{じつ}の午^ご前^{ぜん}

9 時^じから午^ご後^ご 5 時^じまでの時^{じかん}間^{たい}帯^{のぞ}(午^ご後^ご 零^{れい}時^じから午^ご後^ご 1 時^じ

ままでの時^{じかん}間^{たい}帯^{のぞ}を除^{ぞく}く。) です。

(イ) 面^{めんかい}会^{あいてがた}の相^{にん}手^{ずう}方^{ずう}の人^{にん}数^{ずう}

3名以内とします。ただし、未就学児は1名とは数え
ません。

(ウ) 面会の場所

原則として当所の面会室とします。

(エ) 面会の時間

30分を下回らない範囲において実施します。ただし、
面会の申出の状況、面会室の数その他の事情にかんが
み、やむを得ない事情がある場合は、面会の時間につい
て、5分を下回らない範囲で制限することがあります。

また、第一類の優遇措置を受ける人の面会時間は、
原則として60分としますが、同様に、やむを得ない
事情がある場合は、10分を下回らない範囲で制限する
ことがあります。

(2) 信書の発受

ア 信書の発受の相手方の届出

信書の発受を希望する相手方については、事前に、次に
掲げる事項の届出を必要とします。

なお、届出が真正なものであることを証明するため

ひつよう しよるいとう ていしゅつ もと
必要な書類等の提出を求めています。

(ア) 氏名、住所、生年月日

(イ) 続柄

(ウ) 信書の発受の目的等

イ 信書の検査

はつじゅ しんしよ けいじしせつ きりつおよ ちつじょ
発受する信書については、刑事施設の規律及び秩序の
い じ みな きょうせいしょぐう てきせつ じっし た りゆう
維持、皆さんの矯正処遇の適切な実施その他の理由によ
り必要がある場合には、職員が検査を行います。

ウ 信書の発受の禁止

つぎ もの あいだ しんしよ はつじゅ きんし
次の者との間では、信書を発受することを禁止します。

(ア) 犯罪性のある者

(イ) 信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序

を害するおそれがある者

(ウ) 信書を発受することにより、皆さんの矯正処遇の適切

な実施に支障を生ずるおそれがある者

エ 信書の内容による差止め等

しんしよ けんさ けつ か ぜんぶまた いちぶ つぎ
信書の検査の結果、その全部又は一部が次のいずれか

がいとう ばあい はつじゅ さ と また がいとう
に該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当

箇所を削除し、若しくは抹消することがあります。

(ア) 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容のものであるとき。

(イ) 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

(ウ) 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

(エ) 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

(オ) 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

(カ) 発受によって、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

オ 信書の作成要領等

(ア) 信書の作成については、自ら行うこと。文字を書くことができない場合は、職員に申し出ること。

(イ) 信書の用紙(便箋等)及び規格については、当所で指定したものを使用すること。

(ウ) 信書の作成に用いる筆記具は、黒・赤・青色のボールペンを使用すること（学習用などとして特別に所持使用を認められた筆記具は、信書の作成に使用できません。）。

(エ) 信書の用紙は、1罫ごとに1行ずつ記載し（欄外等には記載しない。）、1通の発信に使用することができる枚数は7枚までとし、それ以上の枚数については通数を追加する取扱いとすること）例えば8枚から14枚までは2通分、15枚から21枚までは3通分とするなど。）。

(オ) 信書の検査を円滑に行うため、1行に記載する字数はおおむね40字以内、便箋1枚に400字程度とすること。

(カ) 発信書を受け付ける日は、原則として、各工場又は居室ごとに指定されているので、指定された日の指定された時間帯に発信を願い出ること。

(キ) 信書を発する方法については、郵便（速達、現金書留、簡易書留及び年賀特別郵便）による方法に制限するものとし、書留、配達証明などの特殊取扱いは、原則として取り扱わないこと。

けいむしょ いそう れんらく はっしん つうすうがい
刑務所に移送されたことを連絡するための発信を通数外

はっしん みと
で発信することを認めます。

(ア) だいいちるい
第一類

げつ つうい ない
1 か月につき 10 通以内

(イ) だい に るい
第二類

げつ つうい ない
1 か月につき 7 通以内

(ウ) だいさんるい
第三類

げつ つうい ない
1 か月につき 5 通以内

(エ) だいやんるい
第四類

げつ つうい ない
1 か月につき 5 通以内

(オ) だい ご るい
第五類

げつ つうい ない
1 か月につき 4 通以内

ゆうぐうくぶん してい ひと
(カ) 優遇区分の指定がない人

げつ つうい ない
1 か月につき 4 通以内

はっしん よう ひよう
キ 発信に要する費用

しんしょ はっしん よう ひよう ふたん
信書の発信に要する費用を負担することができない

ばあい はっしん もくてき て そうとう みと
場合においては、発信の目的に照らして相当と認められ

ぜんぶまた いちぶ こっこ ふたん
るときは、その全部又は一部を国庫で負担します。

ク 当所の所在地等

当所の所在地は、次のとおりです。発受信書等には、
この所在地を使用してください。

〒 4 7 0 - 0 2 0 8

愛知県みよし市ひばりヶ丘 1 丁目 2 番地

(3) 電話による通信

電話による通信については、次に掲げる場合に許されることがあります。

ア 釈放前の指導を受けている者又は制限区分第 2 種以上に指定されている者であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

(ア) 電話による通信の相手方が、親族であり、かつ、その相手方が遠方に居住、又は病気等のため面会することができないなど、やむを得ない事情が認められる場合

(イ) 家族の誕生日や結婚記念日における連絡、資格を取得したことの報告など、電話による通信を許すことにより改善更生の意欲の喚起に高い効果が期待できる場合など、処遇上適当と認められる場合

(ウ) 外出又は外泊の実施に係る打合せを行う必要がある
場合

(エ) 釈放前の指導の期間において、釈放の準備に係る打
合せを行う必要がある場合

(オ) その他、上記(ア)から(エ)に準じる程度の、必要か
つ相当と認められる場合

イ 面会することが極めて困難である親族と電話による
通信を行うことが、人道上の観点から特に必要と認めら
れる場合

ウ 電話による通信の相手方が、その国籍を有する外国の
大使、公使、領事官その他領事任務を遂行する者である
場合

(4) 外国語による面会等

ア 受刑者又はその面会等（面会又は電話による通信）の
相手方が日本語に通じない場合には、外国語による面会
等を許します。

イ 受刑者又はその信書の発受の相手方が日本語に通じな
い場合その他相当と認められる場合には、外国語による

しんしょ はつじゅ ゆる
信書の発受を許します。

ウ じょうき およ はつげん つうしん およ しんしょ ないよう
上記ア及びイにおいて、発言、通信及び信書の内容を
かくにん つうやく また ほんやく おこな あ ひよう
確認するための通訳又は翻訳を行 うに当たり、その費用
ふたん
を負担させることがあります。

ばあい ふたん ひよう ふたん
この場合、負担すべき費用を負担しないときは、その
めんかい とう また しんしょ はつじゅ しん みと
面会等又は信書の発受信は認めません。

(5) しゅわ めんかい とう
手話による面会等

じゅけい しゃ また が い ぶ こう づう あいて が た ちょうかく しょうがい ゆう
受刑者又は外部交通の相手方が聴覚に障害を有するため、
めんかい じ しゅわ しょう きぼう ばあい つぎ たいおう
面会時に手話の使用を希望する場合には、次のとおり対応し
ます。

ア しゅわ めんかい しゅわ かい しょくいん ばあい
手話による面会について、手話を解する職員がいる場合
には、その しょくいん た あ じぜん もうしで
職員に立ち会わせ、また、事前に申出があり、
しゃかい ふく しきょう ぎ かい とう つうやく にん はけん う
社会福祉協議会等に通訳人の派遣を受けることができた
ばあい しょくいん た あ めんかい じっし
場合には、職員とともに立ち会わせて面会を実施するも
のとし、 つうやく にん いらい ひよう はつせい
通訳人を依頼したことにより費用が発生した
ばあい
場合には、その費用は国が負担します。

イ じょうき たいおう ばあい きりつ およ
上記アによる対応ができない場合であって、規律及び
ちつじょ い じ きょうせい しょぐう てきせつ じっし ししょう みと
秩序の維持や矯正処遇の適切な実施に支障がないと認め

られる場合は、次の方法により手話による面会が許される場合があります。

(ア) 面会人が手話通訳人を同伴した場合、当該手話通訳人に会話の内容を通訳させ、職員がこれを確認すること。

(イ) 面会人又は受刑者に手話による会話の内容を通訳させ、職員がこれを確認すること。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により面会を許される場合には、面会の状況を録画することがあること。

ウ 上記イの対応をとれない場合のほか、聴覚又は発声に障害を有する者の面会において、筆談を要する場合には、用紙及び筆記具を貸与することがあります。また、その場合に、面会人において用紙及び筆記具を準備していないときは、施設において必要な用具を貸与します。

13 自弁物品の使用等

「自弁」とは、自分で使用するために物品を購入することや差し入れてもらうことをいいます。所内生活に必要な日用品等は、すべて支給されますが、差入れを受けたり、購入したりすることもできます。

(1) 自弁物品の購入

領置金又は作業報奨金で購入できる日用品の品名及び規格等は、別に定める「自弁できる物品一覧表」のとおりとなっています（「別冊・受刑者生活のしおり」参照）。日用品のほか、書籍等の購入もできます。

なお、購入日は、原則として毎月1回、定期的に受け付けています。

(2) 差入れ

差入れは、「自弁できる物品一覧表」に記載されている物品のほか、書籍、金銭、出所時に必要な衣類等も許可されます。

ただし、書籍については、郵送・窓口などの差入れ方法に関係なく、同じ日に1人の差入れ人が差し入れる際、5冊を超えて差入れすることはできません。また、次のような場合の差入れ

は許可されません。

ア 自弁できる物品又は釈放の際に必要な物品以外の物品であるとき。

イ 施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき。

ウ 差入人が親族以外の者である場合において、矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。

エ 差入人の氏名が明らかでないとき。

オ 危険を生ずるおそれがあるなど管理が困難な物品であるとき。

カ 保管に不適當なものであるとき。

キ 腐敗し、又は滅失するおそれのあるものであるとき。

このような場合は、差入人に対し、その引取りを求め
ることになりますが、差入人が引き取らないときは、6
か月経過後に国庫に帰属することになり、釈放時には交
付されませんので、くれぐれも注意してください。

また、後に説明する保管限度量を超えている場合
には、差入れを受け入れることができない場合があるの

で、日頃^{ひ ごろ}から限度^{げんどうりょう}量^こを超えないように管理^{かんり}するとともに、
差入れ^{さしい}が受け入れ^うられない可能性^いがある場合^{かのうせい}には、差入れ^{さしい}
れが予想^{よそう}される者^{もの}へ事前^{じぜん}に手紙^{てがみ}を発信^{はっしん}し、せっかくの
差入れ^{さしい}が受け取る^うことができないということがないよ
うにしてください。

なお、行政機関^{ぎょうせい きかん}の休日^{きゅうじつ}（日曜日^{にちようび}及び土曜日^{どようび}、国民^{こくみん}
祝日^{しゅくじつ}に関する法律^{かん}に規定^{ほうりつ}する休日^{きてい}並びに12月29日^{きゅうじつなら}
から翌年^{よくねん}1月3日^{がつ}までの間^か）には、窓口差入れ^{まどぐち さしい}はできま
せん。差入物品^{さしいれぶつぴん}は全て^{すべ}検査^{けんさ}されます。そのため原形^{げんけい}が変
わったり、衣類^{いるい}の縫い目^{ぬめ}を解^めいたりすることがあるので
承知^{しょうち}しておいてください。

(3) 補正器具等^{ほせい き ぐとう}

施設^{しせつ}の規律^{きりつ}及び秩序^{ちつじょ}の維持^{い じ}その他管理^{た かんり}運営^{うんえい}上支障^{じしょう}を生ず
るおそれがある場合^{ばあい}を除いて、眼鏡^{めがね}、コンタクトレンズ
（洗浄剤^{せんじょうざい}を含む^{ふく}。）、義歯^{ぎ し}（安定剤^{あんていざい}・洗浄剤^{せんじょうざい}を含む^{ふく}。）その
他の補正器具^{た ほせい き ぐ}などの自弁^{じべん}が許可^{きょか}されます。ただし、コンタク
トレンズについては、入所時^{にゅうしょ じ}に使用^{しよう}を許可^{きょか}された場合^{ばあい}のみ
使用^{しよう}を認めることとし、原則^{げんそく}として、差入れ^{さしい}や領置中^{りょうちゅう}の物^{もの}の

かり さ みと
仮下げは認めません。

14 物品の引渡し及び領置

(1) 物品の引渡し

当所に入所する際に持ってきた物品（携有品）、在所中に外部から差し入れられた物品（差入品）、領置金又は作業報奨金で購入した物品（購入品）のうち、自弁が許可されるものは、一定の保管限度量を超えない限り、員数に関係なく、全てを引き渡すこととなります。引渡しを受けた物品を「保管私物」といいます。

保管私物の管理責任は、皆さん自身にありますので、居室の私物バック（鍵付き）などに責任を持って保管し、管理してください。保管私物がなくなったり壊れたりしても、当所は責任を負いません。

(2) 領置金・領置物品

ア 入所するときに持ってきた金銭は領置金として、また携有品及び差入品のうち自弁することができない物品、すなわち「保管私物」以外の物品は、「領置物品」として、当所が保管します。「領置物品」は原則として釈放の際、交付されます。

イ 宝石、時計、指輪、免許証、証明書等で貴重品と認められるものは、「特別領置品」として、当所が別に保管します。

(3) 総量制限

皆さんに引き渡す保管私物及び当所で保管する領置物品には、それぞれ「保管限度量」及び「領置限度量」があります。

ア 保管限度量

「保管限度量」とは、保管私物（書籍等を含む。）を所持することができる総量のことをいいます。

当所の保管限度量は、居室の私物保管バッグ（60リットル）、居室の私物棚を合わせた量になります。

なお、ほかにも物品等を置ける場所がありますが、その場所は保管限度量には含まれません。したがって、私物保管バッグ及び私物棚に収納できない量の私物は所持することができません。

イ 領置限度量

「領置限度量」とは、当所が保管することができる領置物品の総量をいい、領置物袋（約72リットル）2

こ はい りょう
個に入る量となります。

ウ げんどりょう こ ばあい しより
限度量を超えた場合の処理

この「ほ かん げんどりょう およ りょうちげんどりょう こ
保管限度量」及び「領置限度量」を超えたとき
は、こ りょう そうとう ぶつびん た もの こうふ たくさ
超えた量に相当する物品を他の者への交付(宅下げ)
また はい き しより もと
又は廃棄の処理を求めることになります。

とく まどぐち たくさ ばあい しゅつがん げつ ない
特に窓口宅下げをする場合には、出願から1か月以内
のじっさい ぶつびん ひ と く ひ めいかく してい
実際に物品を引き取りに来る日を明確に指定して
しゅつがん ひ うけとり やくそく そめい ていしゅつ
出願し、その日の受取の約束を疎明するものを提出して
ください。

まどぐち ひきと ぶつびん ゆうそう
窓口において引取りのなかった物品については、郵送
たくさ き か しじ
宅下げへの切り替えを指示することがあります。

そうとう きかん しより ばあい じべん ぶつびん
また、相当の期間、この処理をしない場合は、自弁物品
こうにゆう せいげん とうしよ こ りょう そうとう
の購入が制限されるほか、当所において超えた量に相当
ぶつびん ばいきやく だいきん りょう ち ばいきやく
する物品を売却して、その代金を領置し、売却できな
はい き
いときは、廃棄することになります。

ほせい きぐ みな じしん とうじしゃ けいぞくちゅう
なお、補正器具や皆さん自身が当事者である係属中の
さいばんしよ じけん かん きろく た しよるいまた うつ
裁判所の事件に関する記録その他の書類又はその写し
については、ほかん しぶつ りょうちぶつびん りょう はか さい
保管私物や領置物品の量を計る際には、

べつあつか
別扱いになります。

15 給養きゅうよう

皆みなさんが所内生活しよないせいかつを送るために必要な物品ひつようぶつびんは、当所とうしょから貸与たいよし、又は支給またしきゆうします。

これらの物品ぶつびん（給貸与品きゅうたいよひん）は、衣類いるい、寝具しんぐ、食事しょくじ、湯茶ゆちや、日用品にちようひん、筆記具ひっきぐ、その他の物品等たぶつびんとうくぶんに区分くぶんされます。誕生会たんじょうかいなどの行事ぎようじの際さいや祝日等しゅくじつとうには、嗜好品しこうひんを支給しきゆうすることもあります。

(1) 衣類及び寝具いるいおよしんぐ

ア 衣類いるいおよ及び寝具しんぐは、個人貸与こじんたいよとし、新入時しんにゅうじに居室用衣類きょしつよう衣類いるいおよ及び寝具しんぐを、工場就業時こうじょうしゅうぎようじに工場用衣類こうじょうよう衣類いるいを貸与たいよします。

イ 個人貸与こじんたいよの衣類いるいには、称呼番号しょうこばんごうが記載きさいされた布ぬのが縫い付けてあるので、勝手に書き換えか、破損はさせ、他人たにんと交換こうかんしてはいけません。

ウ 貸与たいよされた衣類いるいおよ及び寝具しんぐの大きさおおが身体からだのサイズあに合わないときは、職員しよくいんに申し出て交換もうしてもらい、勝手に改か造ぞうしてはいけません。

エ 衣類いるいおよ及び寝具しんぐは、計画的に洗濯けいかくてき、補修せんたく及び交換ほしゅうおよを行こうかんうなど、適正てきせいな補正ほせい及び衛生管理えいせいかんりに努めていますが、皆みなさん

んも大切に取り扱 うよう心 掛けてください。

オ 下着類は、一定の制限はありますが、購入し、又は差し
入れられた物を使用することができます。

カ 入所時に所持し、領置している衣類を着用して出所す
る予定がある人は、満期前 2 か月以内となり又は地方
更生保護委員会委員の面接が終了した時点で、原則とし
て自分の領置金をもって外部のクリーニング業者にその
衣類の洗濯を依頼することができます。

(2) 食事及び湯茶

ア 主食

(ア) 主食は、作業内容等に応じて必要な熱量等が異なる
ため、次のとおり A 食、B 食、C 食の 3 段階で支給量を
分けており、具体的な対象者は次のとおりです。

a A 食は、就業し、かつ、立った状態での作業が 1 週
間につきおおむね 1 5 時間以上の人、又はこれに相当
する内容の作業に従事している人に対して支給され
ます。

b B 食は、居室外において作業を行っている人で、A

食^{しょく}が支給^{しきゅう}されている以外^{いがい}の人^{ひと}に対して^{たい}支給^{しきゅう}されます。

c C食^{しょく}は、就^{しゅう}業^{ぎょう}の有^う無^むにかかわらず、居室^{きょしつ}内^{ない}で生活^{せいかつ}する人^{ひと}に対して^{たい}支給^{しきゅう}されます。

(イ) 高^{こう}齢^{れい}者^{しゃ}、体^{たい}位^いが著^{いち}しく異^{こと}なる人^{ひと}（20歳^{さい}以上^{いじょう}の男^{だん}子^しの場合^{ばあ}い、身^{しん}長^{ちやう}が180センチメートル以上^{いじょう}もしくは150センチメートル以下^{いかとう}等^{とう}）のうち、健^{けん}康^{こう}保^ほ持^じ上^{じょう}、必^{ひつ}要^{よう}と認^{みと}められる人^{ひと}に対して^{たい}は、作^さ業^{ぎょう}内^{ない}容^{よう}等^{とう}にかかわらず支^し給^{きゅう}量^{りやう}を更^{へん}更^{こう}して支^し給^{きゅう}します。

(ウ) 休^{きゅう}養^{よう}患^{かん}者^{じゃ}又^{また}は非^ひ休^{きゅう}養^{よう}患^{かん}者^{じゃ}のうち、医^い療^{りょう}上^{じょう}必^{ひつ}要^{よう}がある^とと認^{みと}められる人^{ひと}に対して^{たい}は、医^い師^しの指^し示^じに基^{もと}づき、支^し給^{きゅう}量^{りやう}を更^{へん}更^{こう}し、又^{また}はかゆ等^{とう}に更^{へん}更^{こう}して支^し給^{きゅう}します。

(エ) 当^{とう}所^{しょ}では、米^{まい}麦^{ばく}飯^{めし}に更^かえて1月^{つき}におおむね10回^{かい}パンを、1月^{つき}におおむね5回^{かい}麵^{めん}をそれぞれ主^{しゅ}食^{しょく}として支^し給^{きゅう}していますが、熱^{ねつ}量^{りやう}は米^{まい}麦^{ばく}飯^{めし}と同^{どう}等^{とう}です。

イ 副^{ふく}食^{しょく}

(ア) 副^{ふく}食^{しょく}は、宗^{しゅう}教^{きやう}上^{じょう}、食^{しょく}物^{もつ}ア^まレ^ちル^りギ^{ょう}ー、又^{また}は治^ち療^{りょう}上^{じょう}等^{とう}、特^{とく}別^{べつ}な配^{はい}慮^{りょ}を必^{ひつ}要^{よう}とする人^{ひと}を除^{のぞ}き、同^{おな}じもの^{しきゅう}を支^し給^{きゅう}します。

(イ) 副食は、熱量を始め、タンパク質、脂質、カルシウム、ビタミン等、皆さんの健康を保持するために必要な栄養素量が確保されているので、好き嫌いをせず、食べ残さないようにしてください。

(ウ) 毎日の献立は、管理栄養士が必要な栄養素量、その時々
に調達する食材価格の変動、調理作業に従事する被
収容者の人数や技能に応じた調理方法、定期的に行う被
収容者の嗜好アンケート調査の結果等、様々な面から検
討し、工夫を重ねて作成しています。また、定期に開催す
る給食委員会でも、毎日の調理方法、衛生管理体制等
について十分な検討を加え、給食の向上に努めています。

ウ 喫食時間

(ア) 3食（朝食、昼食、夕食）とも、決められた食事の
時間内に食べ終わるようにしてください。

(イ) 通常の食事とは別に支給したもの（いわゆる間食）
については、特に指示がない限り、その日の仮就寝時間ま
でに食べ終わるようにしてください。

(ウ) 祝日等に臨時に支給するもの（正月の折詰等）につ

いては、その都度指示する期間内に食べ終わるようにしてください。

(エ) 食べ残したものは、必ず残飯としてその都度提出してください。

エ 湯茶

湯茶は、食事の時間帯に支給します。また必要に応じて、それ以外の時間帯にも支給することがあります。

(3) 日用品、筆記具その他の物品

ア ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、石けん、タオル、箸等の

日用品、筆記具、その他の物品は、別表の使用基準に基づき貸与又は支給しますので、希望する場合は、職員に申し出てください。

イ 無駄遣いをしなければ、別表の基準量で不足することは

ありませんので、大切に使用して下さい。また、歯ブラ

シ、タオル、箸等が使用不能となり、交換を申し出る際は、

必ず今まで使用していた古い物を職員に提出してください。

ウ 日用品、筆記具、その他の物品は、一定の制限はありま

すが、^{こうにゆう}購入し、^{また}又は^さ差し^い入れられた^{もの}物を使用^{しょう}することが
できます。ただし、^{こうにゆうまた}購入又は^{さしいれひん}差入品^{しょう}を使用^{ばあい}する場合は、
^{どうしゅ}同種^{ぶつぴん}の物品^{たいよまた}の貸与^{しきゅう}又は^う支給は受けられません。

ひん せい 品 名	き かん 期 間	すう りょう 数 量	てき よう 摘 要
ちり紙 ^し	1 か月 ^{げつ}	ひつようすう 必要数	しきゆう 支給
は 歯ブラシ	1 か月 ^{げつ}	1	しきゆう 支給
はみが 歯磨き	1 か月 ^{げつ}	1	しきゆう 支給
つまようじ	ひつよう つ ど 必要の都度	ひつようすう 必要数	しきゆう 支給
せつ 石けん	1 か月 ^{げつ}	2	しきゆうきよしつ こうじょう 支給居室 1、工 場 1
せつ ようき 石けん容器	しゅうようきかんちゅう 収 容 期 間 中 はそん じ こうかん (破損時交換)	2	たいよきよしつ こうじょう 貸与居室 1、工 場 1
タオル	2 か月 ^{げつ}	2	たいよきよしつ こうじょう 貸与居室 1、工 場 1
かみそり	しゅうようきかんちゅう 収 容 期 間 中 はそん じ こうかん (破損時交換)	1	たいよ 貸与
めし 飯わん		1	たいよ 貸与
しる 汁わん		1	たいよ 貸与
さら 皿		1	たいよ 貸与
はし 箸		1 膳	たいよ 貸与
スプーン		1	たいよ 貸与 レンゲを含む。
コップ		1	たいよ 貸与
ざぶとん 座布団		1	たいよ 貸与

サンダル		1 そく 足	貸与 たいよ
うんどうぐつ 運動靴		1 そく 足	貸与 たいよ
えんぴつ 鉛筆	ひつよう つど 必要の都度	1	貸与 たいよ
シャープペンシル	ひつよう つど 必要の都度	1	えんぴつまた 鉛筆又はシャープペンシルの いずれかを貸与 たいよ シャープペンシルの しん 芯は黒色 くろいろ かぎ に限る。
け 消しゴム	ひつよう つど 必要の都度	1	貸与 たいよ
ボールペン	ひつよう つど 必要の都度	1	貸与 たいよ

16 賞罰

(1) 褒賞

次のいずれかに該当する場合には、賞金又は賞品の授与その他の方法により褒賞を行う場合があります。

ア 人命を救助したとき。

イ 災害時の応急用務に服して、功労があったとき。

ウ 上記に掲げるもののほか、賞揚に値する行為をしたとき。

また、褒章を受けた場合に、優遇区分を上位の優遇区分の指定に変更することがあります。

(2) 懲罰

受刑者遵守事項に違反する行為があった場合には、懲罰を科されることがあります。懲罰の種類は次のとおりです。

なお、イからオまでの懲罰については2種類以上を併せて、カの懲罰についてはオの懲罰と併せて科することがあります。

また、懲罰を受けた場合に、優遇区分を下位の優遇区分の指定に変更することがあります。

ア 戒告

イ 禁錮受刑者等の作業の10日以内の停止

ウ 自弁物品の使用又は摂取の一部又は全部の15日以内の停止

エ 書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

オ 作業報奨金計算額の三分の一以内の削減

カ 30日以内(懲罰を科す時に20歳以上の受刑者について、特に情状が重い場合は60日以内)の閉居

(3) 閉居罰の内容

閉居罰においては、次に掲げる行為を停止し、居室内において謹慎させます。

なお、謹慎の趣旨に反しない限度において、矯正処遇等を

行い、また、運動及び入浴を制限します。

ア 自弁の物品を使用し、又は摂取すること。

イ 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の受刑者と共に宗教上の教誨を受けること。

ウ 書籍等を閲覧すること。

エ 自己契約作業を行うこと。

オ 面会すること。

カ 信書^{しんしょ}を発受^{はつじゅ}すること。

(4) 反則行為^{はんそくこうい}に係る物^{かかもの}の国庫^{こっこ}への帰属^{きぞく}

懲罰^{ちょうばつ}を科^かす場合^{ばあい}において、刑事施設^{けいじしせつ}の規律^{きりつおよ}及び秩序^{ちつじょ}を維持^{いじ}するため必要^{ひつよう}があるときは、次に掲げる物^{つぎかかもの}を国庫^{こっこ}に帰属^{きぞく}させる場合^{ばあい}があります。

ア 反則行為^{はんそくこうい}を組成^{そせい}した物^{もの}

イ 反則行為^{はんそくこうい}の用に供^{ようきょう}し、又は供^{またきょう}しようとした物^{もの}

ウ 反則行為^{はんそくこうい}によって生^{しょう}じ、若^もしくはこれによって得^えた物^{もの}

又は反則行為^{またはんそくこうい}の報酬^{ほうしゅう}として得^えた物^{もの}

エ ウに掲げる物^{かかもの}の対価^{たいか}として得^えた物^{もの}

17 ^{ふふくもうした}不服申立て

(1) ^{しんさ}審査の申請^{しんせい}及び^{さいしんさ}再審査^{しんせい}の申請

ア ^{しんさ}審査^{しんせい}の申請

^{つぎ}次に^{かか}掲げる^{けいじしせつ}刑事施設^{ちょう}の^{そち}長^{ふふく}の措置^{ひと}に不服がある人は、

^{しよめん}書面で、^{きやうせいかんく}矯正管区^{ちょう}の^{ふふく}長^{そち}（不服とする措置がなされた^{けいじ}刑事

^{しせつ}施設^{しよざいち}の所在地^{かんかつ}を管轄する^{きやうせいかんく}矯正管区^{ちょう}の^{しんさ}長）に対して、審査

^{しんせい}の申請をすることができます。

(ア) ^{りやうち}領置されている^{げんきん}現金^{しやうまた}の使用又は^{ほかんしぶつ}保管私物若しくは^{りやうち}領置

^{きんぴん}されている^{こうふ}金品^{ゆる}の交付^{しよぶん}を許さない処分

(イ) ^{しめいい}指名医による^{しんりやう}診療^うを受けることを^{ゆる}許さない処分又は^{しよぶんまた}指

^{めいい}名医による^{しんりやう}診療^{ちゅうし}の中止

(ウ) ^{ひとり}一人で行う^{おこな}宗教^{しゅうきやうじやう}上の行為^{こうい}の禁止又は^{きんしまた}制限^{せいげん}

(エ) 「^{けいじしせつ}刑事施設^{きりつおよ}の規律及び^{ちつじよ}秩序^{がい}を害する結果を生ずるお

^{およ}それがあるとき。」及び「^{きやうせいしよぐう}矯正処遇^{てきせつ}の適切な実施に^{じっし}支障^{ししやう}

^{しやう}を生ずるおそれがあるとき。」を^{りゆう}理由とする^{しよせきとう}書籍等の^{えつらん}閲覧

^{きんしまた}の禁止又は^{せいげんなら}制限並びに^{こうどく}購読できる^{しんぶん}新聞紙^{はんいおよ}の範囲及び^{しゅとく}取得

^{ほうほう}方法^{せいげん}の制限

(オ) ^{しよせきとう}書籍等の^{ほんやく}翻訳のために^{ひやう}費用^{ふたん}を負担させる^{しよぶん}処分

(カ) 「^{た ひ しゅうようしゃ せつしよく}他の被収容者と^{けいじしせつ きりつ}接触することにより刑事施設の規律

^{およ ちつじょ がい}及び秩序を害するおそれがあるとき。」、及び「^{およ た ひ}他の被

^{しゅうようしゃ き がい くわ}収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを^さ避け

るためにほかに^{ほうほう}方法がないとき。」を^{り ゆ う}理由とする^{かくり}隔離

(キ) ^{しゃくほう さい じゅけいしゃい がい ひ しゅうようしゃ}釈放の際（受刑者以外の被収容者となったときは、そ

^{さい しきゅう さぎょうほうしょうきん かん しょうぶん}の際）に支給される作業報奨金に関する処分

(ク) ^{しょうがいてあてきん しきゅう かん しょうぶん}障害手当金の支給に関する処分

(ケ) ^{とくべつてあてきん しきゅう かん しょうぶん}特別手当金の支給に関する処分

(コ) ^{しんしよ はつじゅまた ぶんしよ と が こうふ きんし さしと また}信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は

^{せいげん}制限

(サ) ^{しんしよ はつじゅ きんし さしと さくじょまた まっしょう}信書の発受の禁止、差止め、削除又は抹消をしたこと

により^{ほ かん}保管している^{しんしよ ぜんぶ も}信書の全部若しくは一部又は^{いちぶまた ふくせい}複製を

^{しゃくほう さい ひ わた しょうぶん}釈放の際に引き渡さない処分

(シ) ^{がいこくご めんかいおよ しんしよ はつじゅ ゆる ばあい}外国語による面会及び信書の発受を許す場合において、

^{つうやくまた ほんやく ひよう ふたん しょうぶん}通訳又は翻訳の費用を負担させる処分

(ス) ^{ちようばつ}懲罰

(セ) ^{はんそくこうい かか もの こっこ きぞく しょうぶん}反則行為に係る物を国庫に帰属させる処分

(ソ) ^{はんそくこうい ちようさ かくり}反則行為の調査のための隔離

イ 審査の申請期間

審査の申請は、措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。ただし、天災その他期間内に審査の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、審査の申請をすることができます。

ウ 再審査の申請

審査の申請の裁決に不服がある人は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができます。

再審査の申請をする場合は、審査の申請についての裁決書の謄本を受け取った日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません。ただし、天災その他期間内に再審査の申請ができなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、再審査の申請を行うことができます。

エ 審査の申請書又は再審査の申請書の作成又は発送の

もうしで うけつけとう
申出の受付等

へいじつ きょうせいしどう び ふく ちょうしょくしょつきかいしゅうしゅうりょうご
平日（矯正指導日を含む。）は、朝食食器回収終了後
から午後 3 時 3 0 分まで受け付けます。また、ぎょうせいき かん
の休日に当たる日は、ちょうしょくしょつきかいしゅうしゅうりょうご ちゅうしょく
配食開始時まで受け付けます。

うけつけじかん す ばあい よくじつ ちょうしょくしょつきかいしゅう
なお、受付時間を過ぎた場合は、翌日の朝食食器回収
しゅうりょうご う つ
終了後まで受け付けません。

（2）じじつ しんこく 事実の申告

ア きょうせい かんく ちょう たい じじつ しんこく 矯正管区の長に対する事実の申告

じ こ たい けいじしせつ しょくいん こうい つぎ
自己に対する刑事施設の職員による行為であって、次
にかか しょめん きょうせい かんく ちょう
に掲げるものがあつたときは、書面で、矯正管区の長
（ふふく そ ち けいじしせつ しょざいち かんかつ
（不服とする措置がなされた刑事施設の所在地を管轄
するきょうせい かんく ちょう たい じじつ しんこく
矯正管区の長）に対し、事実の申告をすることがで
きます。

ばあい しんこく しんこく かか じじつ ひ
この場合の申告は、その申告に係る事実があつた日の
よくじつ きさん にちい ない
翌日から起算して 3 0 日以内にしなければなりません。

てんさい た きかん ない じじつ しんこく
ただし、天災その他期間内に事実の申告をしなかったこ
とについてやむをえ ない りゆう があるときは、その理由が
りゆう

やんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、事実の

申告を行うことができます。

(ア) 身体に対する違法な有形力の行使

(イ) 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

(ウ) 違法又は不当な保護室への収容

イ 法務大臣に対する事実の申告

矯正管区の長に対する事実の申告に係る通知を受け

た場合において、その内容に不服があるときは、書面で、

法務大臣に対し、事実の申告をすることができます。

この場合の申告は、通知を受けた日の翌日から起算し

て30日以内にしなければなりません。ただし、天災そ

の他期間内に申告をしなかったことについてやむを得

ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から

起算して1週間以内に限り、事実の申告をすることができます。

ウ 申告書又は再申告書の作成又は発送の申出の受付等

作成（中止を含む。）の申出については、平日（矯正

指導日を含む。）は、朝食食器回収終了後から午後3時

30分まで受け付けます。また、行政機関の休日に当たる

日は、原則として作成の申出のみ、朝食食器回収

終了後から昼食配食開始時まで受け付けます。

発送の申出については、平日（矯正指導日を含む。）

は、朝食食器回収終了後から午後3時30分まで受け

付けますが、行政機関の休日に当たる日は、原則として

終日受け付けません。

なお、受付時間を過ぎた場合は、翌日の朝食食器回収

終了後まで受け付けません。

(3) 苦情の申出

ア 法務大臣に対する苦情の申出

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受け

た処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出

をすることができます。

イ 監査官に対する苦情の申出

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受け

た処遇について、口頭又は書面で、実地監査を行う監査

官に対し、苦情の申出をすることができます。

じっち かんさ じっし じ き もうしで ほうほうとう
実地監査が実施される時期、申出の方法等については、
じぜん こくち
事前に告知します。

ウ けいじしせつ ちょう たい くじょう もうしで
刑事施設の長に対する苦情の申出

じ こ たい けいじしせつ ちょう そ ち た じ こ う
自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受け
た処遇について、こうとうまた しよめん けいじしせつ ちょう たい
口頭又は書面で、刑事施設の長に対し、
くじょう もうしで
苦情の申出をすることができます。

エ くじょう もうしでしよ さくせいまた はっそう もうしで うけつけとう
苦情の申出書の作成又は発送の申出の受付等

(ア) ほう むだいじん たい くじょう もうしで
法務大臣に対する苦情の申出

くじょうもうしでしよ さくせい はっそう もうしで へいじつ きょうせいし どう び
苦情申出書の作成・発送の申出は、平日（矯正指導日
を含む。）の ちょうしょくしよつきかいしゅうしゅうりょうご ご ご じ ぶん
朝食食器回収終了後から午後3時30分
まで受け付けますが、ぎょうせいき かん きゅうじつ あ ひ
行政機関の休日に当たる日は、
げんそく しゅうじつ う つ
原則として終日受け付けません。

しよめん さくせいちゅうし へいじつ きょうせいし どう び ふく
書面の作成中止については、平日（矯正指導日を含
む。）の ちょうしょくしよつきかいしゅうしゅうりょうご ご ご じ ぶん
朝食食器回収終了後から午後3時30分ま
で受け付けますが、ぎょうせいき かん きゅうじつ あ ひ げんそく
行政機関の休日に当たる日は、原則
として しゅうじつ う つ
終日受け付けません。

(イ) かん さかん たい くじょう もうしで
監査官に対する苦情の申出

さくせいやうりょうとう べつ と し じ
作成要領等は別途指示します。

(ウ) 所長に対する苦情の申出

口頭による苦情の申出、書面による苦情申出書の作成・発送・提出の申出は、平日（矯正指導日を含む。）の朝食食器回収終了後から午後3時30分まで受け付けますが、行政機関の休日に当たる日は、原則として終日受け付けません。

書面の作成中止については、平日（矯正指導日を含む。）の朝食食器回収終了後から午後3時30分まで受け付けますが、行政機関の休日に当たる日は、原則として終日受け付けません。

(4) 秘密申立て

ア 審査の申請、再審査の申請若しくは矯正管区の長に対する事実の申告若しくは法務大臣に対する事実の申告をし、又は法務大臣に対する苦情の申出若しくは監査官に対する苦情の申出（以下「審査の申請等」という。）をするに当たっては、その内容を職員に秘密にするよう必要な措置を講じます。

イ 審査の申請等又は苦情の申出の書面は、検査を行います。

せん。

(5) その他^た

審査^{しんさ}の申請^{しんせいとう}等の作成^{さくせいとう}等については、作成^{さくせい}時にそれぞれの
「作成要領^{さくせいやうりょう}」を記載^{きさい}した説明書^{せつめいしょ}及び申請書^{しんせいしやう}等を保管^{ほかん}するため
の封筒^{ふうとう}が貸与^{たいよ}されるので、詳しくは、その説明書^{せつめいしょ}を読^よんでく
ださい。

なお、審査^{しんさ}の申請^{しんせいとう}等に共通^{きょうつう}する事項^{じこう}として次のような事項^{つぎ}
があるので、承知^{しょうち}してください。

ア 所長^{しやうちやう}に対する苦情^{たい}の申出^{くじやう}及び刑事施設^{もうしでおよ}視察^{けいじ}委員会^{しせつしきついいんかい}の
意見書^{いけんしょ}を除^{のぞ}くその他の不服^た申立^{ふふくもうした}てについては、宛先^{あてさき}の同じ
同一種類^{どういつしゆるい}の不服^{ふふくもうした}申立^{ばあい}ての場合^{かぎ}に限り、最大^{さいだい}3枚^{まい}まで同時^{どうじ}に
申請書^{しんせいしやう}等の用紙^{ようし}（以下「所定用紙^{しよていようし}」という。）を所持^{しよじ}でき
る（最大^{さいだい}3件^{けん}の所定用紙^{しよていようし}を同時^{どうじ}に発送^{はっそう}できる）ようになり
ましたので、作成^{さくせい}を希望^{きぼう}する旨^{むね}の願書^{がんしょ}を提出^{ていしゆつ}する際^{さい}にあら
かじめ所定用紙^{しよていようし}の必要枚数^{ひつようまいすう}を記載^{きさい}してください。作成期間^{さくせいきかん}
は、7日以内^{かいない}であり、作成期間^{さくせいきかん}中に追加^{えんちやう}で所定用紙^{しよていようし}の交付^{かうふ}
を受^うけたとしても、作成期間^{さくせいきかん}が延長^{えんちやう}されることはありません。

イ 作成に当たっては、所定用紙の様式を使用し、間違いのないよう作成要領をよく読んでから作成するようにしてください。

ウ 申請書等の発送に際しては、職員が、申請書等の内容に認知することのないよう配慮した上で、交付した全ての所定用紙が提出されているか、また、同封の認められていない所定用紙等以外の物が混入していないかなどを確認しなければならないので、職員の指示に従ってください。

エ 法務大臣に対する苦情の申出及び監査官に対する苦情の申出（別途指示した期間のみ作成可。）については、所定用紙以外の便箋等の使用が認められないため、注意してください。

オ 発送に要する封筒及び郵券は、自弁の物を使用すること。

(6) 送付先

ア 名古屋矯正管区長

〒461-0011

愛知県名古屋市東区白壁1-15-1

名古屋合同庁舎第3号館

イ ^{ほうむだいじん} 法務大臣

〒 1 0 0 - 8 9 7 7

^{とうきょうと} 東京都 ^{ちよだ} 千代田区 ^{くかすみ} 霞が関 ^{せき} 1 - 1 - 1

18 刑事施設視察委員会

当所には、法務大臣が任命する民間の人たちなどから構成された名古屋刑務所視察委員会（以下「委員会」という。）が設けられています。

この委員会は、当所の中を視察したり、職員や受刑者から話を聞いたりして、刑務所の運営の実情を把握した上で、今後の運営の在り方などについての意見を述べることを役割としています。

委員会は、皆さんの苦情を処理するために設けられたものではなく、健全な国民の常識を刑務所の運営に反映させるための仕組みとして導入されたものです。

委員会への手紙の提出や面接を求めることができますので、希望がある場合は、職員に申し出てください。ただし、面接を求めても必ず面接が行われる保障はありませんので、承知しておいてください。

委員会宛ての手紙については、通常の方法で郵送することもできますが、当所に備え付けられた提案箱に投かんする方法でも行うことができます。委員会宛ての手紙は、申出があ

れば、^{ふふくもうした}不服申立ての^{ばあい}場合に^{じゅん}準じて、その^{ないよう}内容を^{ひみつ}秘密にする
^{そち}措置が^{こう}講じられます。

^{いいんかい}委員会への^{てがみ}手紙は、各^{かくきょしつ}居室に^{そな}備え付けている「^{いけん}意見・^{ていあんしょ}提案書」
を^{しょう}使用するほか、^{しぶつ}私物の^{びんせん}便箋を^{しょう}使用してもかまいません。

また、^{ぶんしょさくせい}文書作成が^{ふえ}不得手な^{ひと}人については、^{きさいほうほう}記載方法の^{しどう}指導や
^{だいひつとうひつよう}代筆等必要な^{しえん}支援を^{おこな}行いますので、^{しょくいん}職員に^{もう}申し出てください。

19 仮釈放

(1) 「犯した罪に対する反省の念や自らの生活態度等を改善して健全な社会人として立ち直る意欲が顕著にあり、再び罪を犯すおそれがないこと」及び「保護観察とすることが改善更生のために相当である」と認められ、かつ、社会感情が皆さんの保護観察を認める場合は、刑期の終了以前に釈放されることがあります。このことを「仮釈放」といいます。

仮釈放の審査は、矯正処遇（作業、改善指導、教科指導）への取組状況、所内でのふだんの生活などから、刑執行開始時にあなたに対して定められた矯正処遇目標の達成度を定期及び臨時に評価し、その結果等に基づいて、反省の念や改善更生の意欲が顕著であるか、再び犯罪を犯すおそれがないかなどについて厳正な審査を行い、仮釈放を相当とする人について、中部地方更生保護委員会に申出を行います。中部地方更生保護委員会は、当所からの申出を受け、委員面接（書類審査のみで、委員面接が省略される場合もあります。）、調査及び審理を行い、その結果に

もと かりしゃくほう きよ か き
基づいて仮釈放を許可するかどうかを決めます。

(2) かりしゃくほうちゅう ほ ご かんさつ ふ ほ ご し しどう う
仮釈放中は、保護観察に付され、保護司による指導を受
けることとなりますが、ひきうけにん ひと やくわり
「引受人」となってくれる人の役割
もたいへんじゅうよう ひきうけにん みな しゃかいふっき しえん
大変重要です。引受人は、皆さんの社会復帰を支援する
ことはもとより、ふたた はんざい おか
再び犯罪を犯すことにならないように
さまざま しえん おこな ひきうけにん
様々な支援を行ってくれるからです。そのため、引受人は、
みな しんぞく もっと のぞ じじょう
皆さんの親族が最も望ましいのですが、いろいろな事情で
しんぞく いらい ちじん やといぬし なか
親族に依頼できないときには、知人や雇主などの中から
てきとう おも ひと えら
適当と思われる人を選んでください。

ひきうけにん ほ ご かんさつじょ た なお てきとう
引受人については、保護観察所が、立ち直りのために適当
ひと
な人かどうか、という かんてん ちょうさ
観点から調査します。もし、ふてきとう
不適当
とされたときは、ひきうけにん へんこうてつづき
引受人の変更手続をしなければなりません。

ひきうけにん き じゅうち にゆうしょ かんが
引受人や帰住地については、入所したときからよく考え、
とちゅう へんこうてつづき じゅんび
途中で変更手続をしなくてもよいように準備しておくこ
とがたいせつ てきとう ひきうけにん き じゅうち
大切です。適当な引受人や帰住地がどうしてもないと
きは、こうせい ほ ご しせつ ねが か の う
更生保護施設にお願いすることも可能です。

20 出所^{しゅつしょ}

(1) 仮釈放^{かりしゃくほう}の人は、釈放^{しゃくほう}後に必ず^{かなら}帰住地^{きじゅうち}の保護観察所^{ほごかんさつじょ}へ行き、必要な^{ひつよう}手続^{てつづき}をとった^{うえ}上で、担当^{たんとう}保護司^{ほごし}のところに行かなくてはなりません。

(2) 満期^{まんき}釈放^{しゃくほう}で帰るところのない人は、分類^{ぶんるい}審議室^{しんぎしつ}保護係^{ほごがかり}から「保護カード」^{ほご}をもらって保護観察所^{ほごかんさつじょ}へ行き、その後の生活^{せいかつ}についての相談^{そうだん}に乗ってもらうことができます。

「保護カード」の交付^{こうふ}を希望^{きぼう}する場合^{ばあい}や、その他^た出所^{しゅつしょ}に当たって困^{こま}っていることがある場合は、出所^{しゅつしょ}のおおむね1か月前^{げつまえ}に配布^{はいふ}される釈放前^{しゃくほうまえ}調査票^{ちようさひよう}に相談内容^{そうだんないよう}を記載^{きさい}し、分類^{ぶんるい}審議室^{しんぎしつ}宛て^あに提出^{ていしゅつ}してください。

(3) 働く意欲^{いよく}があり、まだ仕事^{しごと}が決ま^きっていない人は、希望^{ひと}する職種^{しよくしゅ}や就業^{しゅうぎよう}希望^{きぼう}地域^{ちいき}等をあらかじめ決めた^き上で、公共^{こう}職業安定所^{しよくぎようあんていじょ}による就労支援^{しゅうろうしえん}を受けることができます。希望^{きぼう}する人は、刑期^{けいき}終了^{しゅうりよう}日^びのおおむね3か月前^{げつまえ}までに申し出^でてください。

詳しくは、「27－(3) 分類^{ぶんるい}審議室^{しんぎしつ}が行^{おこな}う就労支援^{しゅうろうしえん}」を^よ読んでください。

21 ^{さいがいじ ひなんおよ かいほう}災害時の避難及び解放

^{とうしょ たてもの}当所の建物は、^{くに けんちくきじゅん もと}国の建築基準に基づいて建てられたものであり、^{けんろう}堅牢にできているため、^{たしょう じしん ほうかい}多少の地震では崩壊することはありません。もし、^{とうしょ しゅうよう}当所に収容されている間に、^{あいだ じしん かさい}地震、火災その他の災害が発生した場合には、いたずらに^{さわ}騒がず、^{つぎ}次のことを^{まも}守って^{こうどう}行動してください。

なお、^{さいがい ど あ ひじょう はげ}災害の度合いが非常に激しく、^{とうしょない ひなん}当所内において避難の方法がなく、^{きけん はんだん}危険であると判断されたときは、^{いちじ とうしょがい}一時、当所外の^{てきとう ばしよ ごそう ひなん}適当な場所へ護送して避難することもあります。また、^{ごそう}護送することができないときは、^{かいほう ばあい}解放する場合があります。^{かいほう}解放された^{ばあい ひなん ひつよう}場合で、避難の必要がなくなったときは、^{すみ}速やかに^{してい}指定された^{ばしよ しゅつとう}場所に出頭しなければなりません。

(1) ^{しょくいん し じ したが こうどう}職員の指示に従って行動すること。

(2) ^{きょしつ とびら ひら ま}居室にいるときは、扉が開くまで待つこと。

(3) ^{こうれいしゃ しんたいしょうがいしゃ びょうにんとう ゆうせん ひなん}高齢者、身体障害者、病人等を優先して避難させること。

22 在留カード（外国人登録証明書）

とうしょ しゅうようちゅう こうしんてつづき かくしゅてつづき じぶん
当所に収容中は、更新手続をはじめとした各種手続を自分
おこな
で行うことができないので、代理人による手続を依頼するか、
しゅつしょ ご じぶん しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう ひつよう てつづき
出所後、自分で出入国在留管理庁において、必要な手続を
おこな
行ってください。

23 在^{ざい}所^{しょ}証^{しょう}明^{めい}書^{しよ}の交^{こう}付^ふ

在^{ざい}所^{しょ}証^{しょう}明^{めい}書^{しよ}は、原^{げん}則^{そく}として、次^{つぎ}の理^り由^{ゆう}により願^{ねが}い出^でがあつた場^ば合^{あい}に交^{こう}付^ふします。

(1) 運^{うん}転^{てん}免^{めん}許^{きょ}証^{しょう}の更^{こう}新^{しん}に必^ひ要^{つよう}がある場^ば合^{あい}

(2) 在^{ざい}留^{りゅう}カ^かードの申^{しん}請^{せい}に必^ひ要^{つよう}がある場^ば合^{あい}

(3) 児^じ童^{どう}扶^ふ養^{よう}手^て当^ての支^し給^{きゅう}に必^ひ要^{つよう}がある場^ば合^{あい}

(4) 生^{せい}活^{かつ}保^ほ護^ご等^{とう}扶^ふ助^{じょ}の申^{しん}請^{せい}に必^ひ要^{つよう}がある場^ば合^{あい}

(5) 国^{こく}民^{みん}年^{ねん}金^{きん}保^ほ険^{けん}料^{りょう}控^{こう}除^{じょ}の申^{しん}請^{せい}に必^ひ要^{つよう}がある場^ば合^{あい}

(6) 上^{じょう}記^き以^い外^{がい}で円^{えん}滑^{かつ}な社^{しゃ}会^{かい}復^ふ帰^き、改^{かい}善^{ぜん}更^{こう}生^{せい}及^{およ}び再^{さい}犯^{はん}防^{ぼう}止^し促^{そく}進^{しん}

のた^そめ相^{そう}当^{とう}と認^みめら^とれる場^ば合^{あい}

24 国民年金制度

(1) 国民年金制度について

ア 日本国内に住 所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者は、国民年金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、施設収 容 中であっても、保険料の納付や各種届出をする義務があるので、各自必要な手続を行 ってください。

なお、年金の受 給資格期間を満たしていないなどの場合は、最 長 70 歳までの 間、任意加入して保険料を納めることができます。日本国内に住 所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者は、国民年金の被保険者であり、現に厚生年金等の他の公的年金に加入している場合を除き、施設収 容 中であっても、保険料の納付や各種届出をする義務があるので、各自必要な手続を行 ってください。

イ 国民年金には、老後のための老齢基礎年金や、重い障 害を負ったときのための障 害基礎年金、遺族の生計を支えるための遺族基礎年金があります。

なお、令和元年 10 月から、国民年金の受 給者のうち、一定の所得の範囲内にある者については、所定の請求手続を行 えば、

ねんきんせいかつしやし えんきゆうふきん じゅきゆう
年金生活者支援給付金を受給できます（ただし、刑の執行中は
じゅきゆう
受給できません。）。

ウ 保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や、いざ
というときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができ
ない場合があるので、必ず、保険料を納めるか、納めることが困難
な場合には、下記（２）の手続を行ってください。

エ 保険料は、納付期限（翌月末日）から２年以内であれば納付する
ことができます。

オ 住民登録がない被収容者については、矯正施設の長による
在所証明書を添付することにより、届出などの手続を行うこと
ができます。

なお、住民登録がない被収容者については、矯正施設の所在
地を住所として住民登録する手続を行うことも可能です。

（２）保険料免除制度等について

ア 障害年金を受けている場合や、生活保護法による生活扶助を受
けている場合等、届出によって、保険料納付の免除を受けられる
ほか（法定免除）、所得が少ないなどの理由で保険料を納めるこ
とが著しく困難な場合は、原則として、住民登録をしている市

く ちょうそんやく ばとう しんせいしょ ていしゅつ ほけんりょうの うふ めん
区町村役場等に申請書を提出することにより、保険料納付の免

じょ みと ばあい ひつよう もの かくじてつづき おこな
除が認められる場合があるので、必要な者は各自手続を行ってく

ださい (しんせいめんじょ 申請免除)。

また、つうじょう じゅうみんとうろく きかん しんせいめんじょ たいしょう
通常、住民登録がない期間については申請免除の対象

となりませんが、きょうせいしせつ ちょう ざいしよしょうめいしよ てんぶ
矯正施設の長による在所証明書添付して

てつづき おこな きょうせいしせつ しゅうようきかん
手続を行うことにより、矯正施設への収容期間については、

しんせいめんじょ たいしょう ばあい きょうせいしせつ しよざいち
申請免除の対象となりますので、その場合は、矯正施設の所在地

かんかつ ねんきん じむしょとう めんじょしんせいしよ ていしゅつ
を管轄する年金事務所等へ、免除申請書を提出してください。

イ じょうきこくみんねんきんほけんりょうめんじょ の うふ ゆう よしんせいしよ じぶん ちよくせつ ねんきん
上記国民年金保険料免除・納付猶予申請書は、自分で直接、年金

じむしょとう そうふ さ つか どうしよ ねんきん じむ
事務所等に送付しても差し支えありませんが、当所から年金事務

しよ ひきつ かのう ばあい さくせい どうしんせい
所に引継ぎすることも可能ですので、その場合は、作成した同申請

しよとう しよくいん ていしゅつ
書等を職員に提出してください。

ただし、どうしよ しんせいしよとう ひ つつ ねんきん じむしょ
当所が申請書等を引き継ぐのは、年金事務所のみです

のでちゅうい
注意してください。

ウ ほけんりょうの うふ めんじょ しょとくきじゅん しつぎょうとう りゆう みと
保険料納付の免除は、所得基準や失業等を理由として認められ

ますが、きょうせいしせつ しゅうよう めんじょようけん がいと
矯正施設に収容されたことは免除要件に該当しません。

エ しんせいめんじょ しょとく おう ほけんりょうぜんがく しはら めんじょ
申請免除には、所得に応じて保険料全額の支払いが免除される

ばあい ほけんりょう いちぶ めんじょ ばあい
場合と、保険料の一部が免除される場合があります。

オ 一部免除された場合については、残りの保険料を支払わない限

り免除期間とはならず、保険料未納期間として扱われるので注意
してください。

カ 申請免除の審査は、本人のほか、配偶者及び世帯主の前年の所得
により行われます。

キ 世帯主又は配偶者の所得が基準額を超えるときは申請免除が受
けられませんが、50歳未満の者については、世帯主の所得にか
かわらず保険料納付の猶予が認められる場合があります（納付猶予）、
申請手続についてはア及びイの免除申請の手続と同様となります。

ク 申請免除と納付猶予の承認期間については、7月から翌6月ま
でですが、過去2年分まで遡及して申請することができます。

ケ 申請免除及び納付猶予の申請は、毎年度行う必要があります。

ただし、全額免除及び納付猶予に限っては、翌年度以降も免除又
は猶予の承認を希望することを申請時に申し出ることによって、
翌年度以降の申請を省略できる場合があります。

なお、翌年度以降の免除又は猶予の審査において、税の申告が

行われていない場合は、年金事務所等から所得の申立書を提出

するよう求められる場合や、住民登録が行われていない場合は、

ねんきんじむしょとう ざいしょしょうめいしょとう ていしゅつ もと ばあい
年金事務所等から在所証明書等の提出を求められる場合があります。

コ めんじよまた ゆうよ う きかん ほけんりょう ねんい ない
免除又は猶予を受けた期間の保険料については、10年以内で
あれば追納することができます。

サ しゅうようちゅう ざいしょしょうめいしょ てん ぶ うえ かくしゅてつづき おこな ばあい
収 容 中 に在所証明書を添付した上で各種手続を行った場合
は、しゃかいふつき あと し く ちょうそんやくばとう すみ じゅうしょとうろく
は、社会復帰した後、市区町村役場等において、速やかに住所登録
のしゅてつづき おこな ひつよう し く ちょうそんやくばとう じゅうみんとうろく
の手続を行う必要があります（市区町村役場等で住民登録が
おこな ねんきんじむしょ かんり じゅうしょ じどうてき
行われることにより、年金事務所で管理する住所も自動的に
へんこう おこな
変更が行われます。）。

なお、しゃかいふつき あと さかのぼ しんせいめんじょ てつづき おこな あ
なお、社会復帰した後に、遡って申請免除の手続を行うに当
たっては、ざいしょしょうめいしょとう てん ぶ じゅうみんとうろく おこな
たっては、在所証明書等を添付することにより、住民登録が行
われていない場合であっても、きょうせいしせつ しゅうよう き かん
矯正施設に収容されていた期間
しんせいめんじょ たいしょう
も申請免除の対象となります。

(3) しきゅうていしとう とどけで 支給停止等の届出について

ア さいまえ しょうびょう しょうがい き そ ねんきん けい しっこう
20歳前の傷病による障害基礎年金については、刑の執行に
より、けいじしせつしゅうようちゅう しきゅうていし じゅきゅうしゃ こくみん
刑事施設収容中は支給停止となるため、受給者は「国民
ねんきんじゅきゅうけんじやしきゅうていし じゅうがいととどけ ていしゅつ ひつよう
年金受給権者支給停止事由該当届」の提出が必要となります。
しきゅうていし とどけで じゅきゅう つづ ごじつ さかのぼ
支給停止の届出をしないまま受給を続けると、後日、遡って

しきゅうていし おこな か じゅきゅうぶん へんかん もと
支給停止が行われ、過受給分の返還を求められます。

しゅつしよご ふたた じゅきゅう ねんきんじむしよまた しちょうそん
なお、出所後に再び受給するには、年金事務所又は市町村の

まどぐち てつづき
窓口で手続きすることになります。

イ とくべつしょうがいきゅうふきん けい しつこう じゅきゅうしかく しょうめつ
特別障害給付金については、刑の執行により受給資格が消滅

じゅきゅうしゃ とくべつしょうがいきゅうふきんじゅきゅうしかくしょうめつとどけ てい
するため、受給者は「特別障害給付金受給資格消滅届」の提

しゅつ ひつよう しかくしょうめつ とどけで じゅきゅう つづ
出が必要となります。資格消滅の届出をしないまま受給を続け

ごじつ さかのぼ しかくしょうめつ おこな か じゅきゅうぶん へんかん もと
ると、後日、遡って資格消滅が行われ、過受給分の返還を求められます。

しゅつしよご ふたた じゅきゅう しちょうそん まどぐち てつづき
なお、出所後に再び受給するには、市町村の窓口で手続きする

しよてい てつづき おこな よくげつぶん しきゅう
ことになります（所定の手続を行った翌月分から支給されるため、

しゅつしよごすみ てつづき おこな
出所後速やかに手続を行うこと。）。

ウ ねんきんせいかつしゃし えんきゅうふきん けい しつこう じゅきゅうしかく
年金生活者支援給付金については、刑の執行により受給資格が

しょうめつ じゅきゅうしゃ ねんきんせいかつしゃし えんきゅうふきんふしきゅうじゅうがいとう
消滅するため、受給者は「年金生活者支援給付金不支給事由該当

とどけ ていしゅつ ひつよう しかくしょうめつ とどけで じゅ
届」の提出が必要となります。資格消滅の届出をしないまま受

きゅう つづ ごじつ さかのぼ しかくしょうめつ おこな か じゅきゅうぶん
給を続けると、後日、遡って資格消滅が行われ、過受給分の

へんかん もと
返還を求められます。

しゅつしよご ふたた じゅきゅう ねんきんじむしよ まどぐち てつづき
なお、出所後に再び受給するには、年金事務所の窓口で手続きす

しよてい てつづき おこな よくげつぶん しきゅう
ることになります（所定の手続を行った翌月分から支給されるた

め、出所後速やかに^{しゅっしょ ご すみ}手続^{てつづき}を行^{おこな}うこと。）。)

(4) その他^たについて

年金^{ねんきん}について不明^{ふめい}な点^{てん}がある場合^{ばあい}には、施設^{しせつ}において閲覧^{えつらん}資料^{しりょう}を

備^{そな}え付^つける等^{とう}しており、また、保険料^{ほけんりょう}納付^{のうふ}や年金見込額^{ねんきんみこみ}試算^{しさん}など、

本人^{ほんにん}の年金記録^{ねんきんきろく}等^{とう}に基^{もと}づく相談^{そうだん}を希望^{きぼう}する場合は、最^{ばあい}寄^もりの年金^{ねんきん}

事務所^{じむしょ}等^{とう}の職員^{しょくいん}による指導^{しどう}等^{とう}を受け^うることもできるので、職員^{しょくいん}に

申^{もう}し出^でてください。

25 こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりょうおよ かいごほけん 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険について

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりょうおよ かいごほけん かにゅう
国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に加入してい

ひと けいじしせつ しゅうよう ばあい こくみんけんこうほけんとう
る人が刑事施設に収容されている場合は、国民健康保険等の

ほけんりょう ぜいほうしきさいよう ばあい こくみんけんこうほけんぜい ふく
保険料（税方式採用の場合における国民健康保険税を含む。）

げんめん しちょうそんとう げんめん う ばあい
を減免している市町村等があるので、減免を受けたい場合は、

かくじ じゅうみんとうろく しちょうそんとう げんめんせいど う む ひつよう
各自で住民登録している市町村等に、減免制度の有無や必要

てつづきとう かくにん
な手続等を確認してください。

26 ^{うんてんめんきょとくていしっこうしゃ かか うんてんめんきょしけん じっし} 運転免許特定失効者に係る運転免許試験の実施について

^{どうろうこうつうほう いちぶ かいせい} 道路交通法の一部が改正されたことに ^{ともな} 伴い、^{へいせい} 平成13年 ^{ねん} 6

^{がつ は つ か い こう きょうせい し せつ にゆうしょ} 月20日以降に矯正施設に入所し、^{きょうせい し せつ} 矯正施設において

^{しゅうようちゅう うんてんめんきょ しっこう ひと とくていしっこうしゃ} 収容中に運転免許が失効した人、いわゆる特定失効者について

ては、^{めんきょ しっこう} 免許が失効して ^{ねん} 3年を経過すると ^{しけん} 試験の ^{いちぶめんじょ} 一部免除（^{がつか} 学科

^{しけんおよ ぎのうしけん めんじょ} 試験及び技能試験の免除）が ^う 受けられなくなりました。

そこで、このような ^{とくていしっこうしゃ} 特定失効者で、^{きょうせい し せつ しゅうようちゅう めん} 矯正施設に収容中に免

^{きょ しっこう} 許が失効してから ^{ねん いじょう} 3年以上を経過して ^{しゅつしよ} 出所してしまう ^{ひと} 人

（^{しけん じっし} 試験実施までに ^{ねん けい か} 3年経過している ^{ひと} 人を除く。）の ^{のぞ} 出所後の ^{しゅつしよご}

^{しゅうろう あんてい はか} 就労の安定を図ることを ^{もくてき} 目的として、^{しせつない うんてんめんきょしけん} 施設内で運転免許試験

^{ねん かい じっし} を年1回実施しています。

なお、^{しけん じっし じ き とう} 試験の実施時期等については、^{べつとこくちとう おこな} 別途告知等を行いま

すので、^{ないよう} 内容を ^き しっかり聞き、^{ふめい てん} 不明な点があれば ^{しよくいん もう} 職員に申し

^で 出てください。

27 就労支援制度について

出所後の定職を確保するということは、更生し、円滑な社会復帰を果たす上でとても大切なことです。そこで、当所では、次のような就労支援を行っています。

(1) 職業訓練

当所で行っている職業訓練の種目は、建設・土木コース科（1年間）です。定期的に募集しますので、希望する人はその際に申し出てください。

また、当所は、愛知県労働局から有機溶剤作業主任者技能登録教習機関施設に指定されておりますので、必要に応じて有機溶剤作業主任者講習（10日間）を行っています。

(2) 特別改善指導の一環としての就労支援指導

刑事施設において職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している人を対象に、特別改善指導の一環としての就労支援指導を行っています。就労した職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きするように、就労生活に必要なマナー、問題解決場面への対応、就労に向けての取組などについて指導します。

(3) 分類審議室が行う就労支援

就労支援を希望する人を対象に、職業相談、職業紹介、求人・雇用情報の提供など、求職活動を容易にするための支援を行います。

また、一定の条件（稼働能力があること、就労意欲があること、就労支援を希望していること、犯罪歴等の情報の開示に同意していること。）を満たし、選定された人については、公共職業安定所の協力を得て行う就労支援を受けることができます。就労支援の内容は、公共職業安定所の職員による職業講話、職業相談、職業紹介、求職活動ガイドブックの配布、求人情報の提供等です。

28 不在者投票

(1) 不在者投票制度

不在者投票とは、選挙又は国民投票期日に投票所へ行けない人が、公示日又は告示日の翌日から選挙又は国民投票期日の前日までの期間に、不在者投票管理人の管理する場所及び現在地で投票することができる制度です。

(2) 不在者投票有資格者

公職選挙法第9条の要件を備え、かつ、同法第11条等の規定に抵触しない者のうち、拘留の刑に処せられた者及び労役場留置者のうち、日本国籍を有する者で、市町村（特別区を含む。）の選挙人名簿に登録されている人。

懲役刑又は禁錮刑を執行中の者や、懲役刑又は禁錮刑を一時停止し、労役場留置を執行している者は、選挙権はありません。

(3) 不在者投票の実施

選挙の公示又は告示がなされた際に、職員が不在者投票有資格者に投票する意思を確認しますので、投票するかどうか速やかに申し出てください。投票用紙等の請求については、自身で行うほか、矯正施設の長に対して依頼することができます。

また、不在者投票の実施に当たっては、選挙管理委員会との調整が必要となるため、申出のあった日時によっては、事務処理上から不在者投票の実施が困難となる場合があることを承知しておいてください。投票を実施する際は、職員が投票方法を説明するので、よく聞いて投票を行うようにしてください。

29 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

あなたが刑を言い渡される理由となった犯罪により被害を受けた方がいる場合、その被害者の方などから申出があれば、職員が、被害に関する心情や被害を受けられた方の置かれている状況、その他あなたの所内での生活や行動に関する意見を伺う制度があります。また、被害者の方などの希望があれば、その内容をあなたに伝達します。

さらに、被害者の方などが希望すれば、あなたが、被害者の方などの心情等を伝達された際、伝達された心情等について述べたこと、被害弁償や謝罪について述べたこと、被害者の方などに伝えることを希望して述べたことについて、被害者の方などに通知することもあります。

なお、被害者の方などが、この制度の利用を申し出ているかどうかについては、質問されても答えることはできません。

30 マイナンバーカードの申請・更新について

当所では、マイナンバーカードの申請・更新の手続きができますので、希望する人は下記の要領で手続きを行ってください。

(1) まず、各自で住民登録をしている市区町村役場から「個人番号カード申請書」を取り寄せてください。

(2) 申請書が届き次第、必要事項を記入し、マイナンバーカードの

申請又は更新を職員に申し出て、「個人番号カード顔写真

証明書」を受け取り、こちらにも必要事項を記入してください。その

後、職員が顔写真を撮影するので、写真ができれば、申請書と

証明書に貼り付けて、送り先に送付してください。

なお、このとき撮影した写真がマイナンバーカードの写真となることを承知しておいてください。

(3) マイナンバーカード発行の通知が届いた人は、家族等に代理でマイナンバーカードを受け取ってもらうようにしてください。

(4) 家族等が代理で受け取ることができない場合は、出所後、各市区

町村役場まで取りに行くようにしてください。ただし、住民票が当所

所在地である「みよし市」にある人については、職員による代理受領

ができるので「委任状」の作成を職員に申し出てください。

(5) 住民登録がない人は、名古屋刑務所を住所として住民登録を行

い、マイナンバーカードを申請することが可能ですが、この場合、

交付されたカードには名古屋刑務所の住所が記載され、住民票や

戸籍の住所欄にも記載されることを承知しておいてください。

(6) マイナンバーカードの申請手続や問合せを市区町村役場等の

自治体宛てにする場合の発信については、通数外とします。

べっさつ
【別冊】

じゅけいしゃせいかつ
受刑者生活のしおり

- 1 どうさじげんひょう
動作時限表
- 2 せいとんようりょう
整頓要領
- 3 じべん ぶつぴんいちらんひょう
自弁できる物品一覧表

な ご や けい む しよ
名 古 屋 刑 務 所

1 動作時限表

起居動作項目	起居動作の時間帯 (平日)	起居動作の時間帯 (作業を行わない日)
起床	6:30	7:40
点検	6:40	7:50
朝食	6:50～7:10	8:00～8:30
出室準備	7:25	
出室	7:30	
作業開始	8:00 (7:40)	
休憩	10:00～10:10	
昼食	12:00～12:20	12:00～12:40
作業開始	12:30又は12:50	
休憩	14:30～14:40	
作業終了	16:40 (16:20)	
帰宅	16:40	
点検	17:00	16:45
夕食	17:00～17:30 (16:25～17:00)	16:15～16:45
余暇時間	17:30～21:00	17:00～21:00
仮就寝	夏期:18:30 冬期:17:30	夏期:18:00 冬期:17:30
就寝(減灯)	21:00	21:00

- ※ 平日午前又は午後に工場外運動を実施した場合は、昼食終了後に10分間の休憩時間を設ける。
- ※ 平日、戸外運動を実施しなかった場合は、昼食終了後、30分間運動の時間を設ける。
- ※ ()書き内の時間は、単独室棟及び病室棟に収容中の被収容者の時間を示す。
- ※ 仮就寝時間は、時期によって変更するため、職員の指示に従うこと。
- ※ 休日は、午前は10:00から10:15まで、午後は15:00から15:15までを運動時間とし、矯正指導日は、午前は10:00から10:15まで、午後は14:45から15:00までを運動時間とする。

2 ^{せいとんようりょう} 整頓要領

(1) ^{たんどくしつ} 単独室 ^{しん} (新)

^{しんぐとう} 寝具等 ^{せいとんようりょう} の整頓要領



- ・敷布団は、居室出入口から見てS字に見えるよう、シーツを敷いたまま^み三つ折りにして^{たた}畳むこと。
- ・掛け布団及び毛布は四つ折りにすること。

起床時の布団等



・就寝時以外は、私物保管バッグを布団の上に置くこと。その際、私物保管バッグは、居室出入口から見て奥側に置くこと。

・夏期処遇等で貸与されるうちわ、タオルケット、アルミシート等の整頓要領は、その時期に発出される指示に従うこと。

※居室の構造によって、布団等の整頓位置が変わるため、職員に確認すること。

しゅうしん じ ふ とんとう
就寝時の布団等



- ・私物保管バッグは小机の上に、座布団は小机の下に置くこと。
- ・着用しない衣類は、畳んで座布団の上に置くこと。
- ・使用しない掛け布団類は、四つ折り又は八つ折りにして私物保管バッグの上に置き、敷布団の下や足元、枕元などには置かないこと。
- ・起床時間前読書で使用する書籍類は、あらかじめ私物保管バッグの上に置いておくこと。ただし、使用しない掛け布団類を私物保管バッグの上に置いておく場合は、同書籍類を掛け布団類の上に置くこと。

し ぶつだな せいとんようりょう 私物棚の整頓要領



- ・ 上段には、生活のしおり、居室備付けファイル、書籍類、ポット、日用品等を、下段には、洗面用具等を置くこと。

なお、生活のしおり、居室備付けファイル、書籍類は、平積みをしてはいけないこと。

せんめんだいしゅうへん せいとんようりょう
洗面台 周囲の整頓要領



- ・ほうき及びちり取りは、整然と整頓しておくこと。
- ・三角棚には、食器用洗剤、洗濯石けん、スポンジ及びたわしを置き、それ以外の物品を置かないこと。

なお、スポンジ、タワシ等を使用した後、水気を切るために、一時的に当該物品を洗面台に置くことは差し支えないが、工場出業時及び就寝時には、所定の位置に戻しておくこと。



- ・バケツ及び洗面器は洗面台の下に置くこと。
- ・雑巾は、バケツ又は私物棚に設置されたタオル掛けに掛けること。



- ・ついたては、便所を使用する場合は、出入口扉側の方向に位置する場所に、便所を使用しない場合は、外側窓側の方向に位置する場所におくこと。
- ・ついたてや洗面台、便器の配管等には、雑巾等を掛けないこと。

テレビ台の^{だい}整頓^{せいとん}要領^{ようりょう}



- ・テレビ台^{だい}の上^{うへ}には、テレビリモコン、写真^{しゃしん}立て^{たて}及び^{およ}置時計^{おきどけい}以外^{いがい}の物品^{ぶつびん}を^お置かないこと。

(2) ^{たんどくしつ} 単独室 (旧) ^{きゆう}

^{しんぐとう} 寝具等 ^{せいとんようりよう} の整頓要領



- ・敷布団は、居室出入口から見て^{えすじ} S字に見えるよう、シーツを敷いたまま三つ折りにして^お 畳むこと。
- ・掛け布団及び毛布は四つ折りにすること。

起床時の布団等



- ・就寝時以外は、私物保管バッグを布団の上に置くこと。その際、私物保管バッグは、居室出入口から見て奥側に置くこと。
 - ・夏期処遇等で貸与されるうちわ、タオルケット、アルミシート等の整頓要領は、その時期に発出される指示に従うこと。
- ※居室の構造によって、布団等の整頓位置が変わるため、職員に確認

すること。



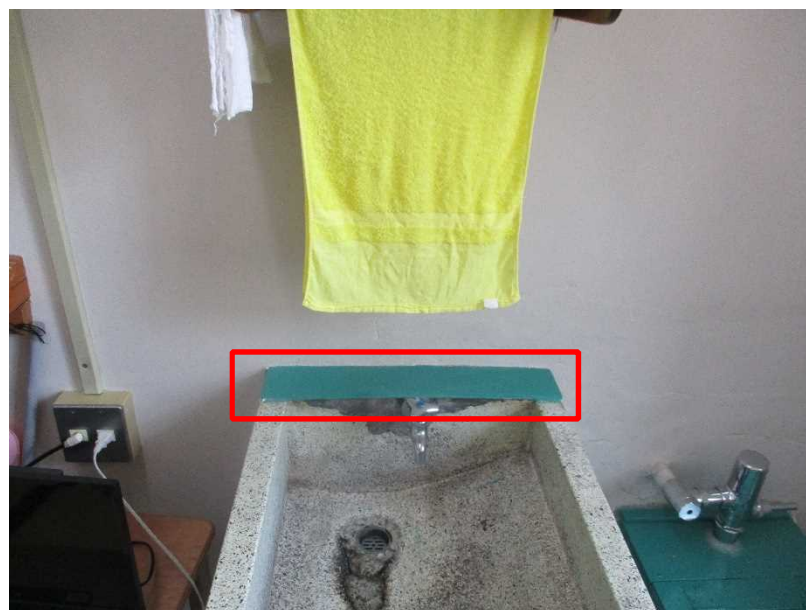
- ・私物保管バッグは小机の上に、座布団は小机の下に置くこと。
- ・着用しない衣類は、畳んで座布団の上に置くこと。
- ・使用しない掛け布団類は、四つ折り又は八つ折りにして私物保管バッグの上に置き、敷布団の下や足元、枕元などには置かないこと。
- ・起床時間前読書で使用する書籍類は、あらかじめ私物保管バッグの上に置いておくこと。ただし、使用しない掛け布団類を私物保管バッグの上に置いておく場合は、同書籍類を掛け布団類の上に置くこと。

私物棚の整頓要領



- ・私物棚の上には、ポット及びコップ以外の物品を置かないこと。
- ・私物棚の中には、写真立て、置時計、衣類やちり紙などの日用品、書籍類を整頓して入れておくこと。
- ・書籍類は、平積みをしてしないこと。ただし、生活のしおり、居室備付けファイルなどのように、立てて整頓できない書籍類については、平積みをして差し支えない。

せんめんだいしゅうへん せいとんようりょう
洗面台周辺の整頓要領



- ・ せんめんだいうえ たな しょせきるい しゃしん た おき ど けいとう にちようひん い がい ぶつ
洗面台上の棚には、書籍類、写真立て、置時計等の日用品以外の物
びん お
品を置かないこと。
- ・ せんめんだい あかわく ぶ ぶん ぶつびん お
洗面台の赤枠部分には、物品を置かないこと。



- ・洗面器^{せんめんき}は、バケツ^{うえまた}の上又は洗面台^{せんめんだい}の中に置く^{なか}こと。
- ・テレビ台^{だい}には物品^{ぶつびん}を置^おかないこと。
- ・三角棚^{さんかくだな}には、食器用洗剤^{しょっきようせんざい}、洗濯石けん^{せんたくせっ}、スポンジ^{およ}及びたわし^おを置き、それ以外^{いがい}の物品^{ぶつびん}を置^おかないこと。

なお、スポンジ、タワシ等^{とう}を使用した^{しょう}後^{のち}、水気^{みずけ}を切る^きために、一時^{いちじ}的に^{てき}当該物品^{とうがいぶつびん}を洗面台^{せんめんだい}に置^おくことは差^さし支^{つか}えないが、工場^{こうじょう}出業^{しゅつぎょう}時^じ及び就寝^{しゅうしん}時には、所定^{しよてい}の位置^{いち}に戻^{もど}しておくこと。

(3) ^{きょうどうしつ} 共同室

^{きょうどうしつ} ^{せいとんようりょう}
共同室の整頓要領



・^{こうじょうしゅつぎょうじ}工場出業時は、^{ながづくえ}長机の上に^{こづくえ}小机を乗せ、^{こづくえ}小机の上には、^い囲碁、^{しょうぎ}将棋及び^{およ}オセロを^{せいぜん}整然と^{せいとん}整頓しておくこと。

洗面台周辺の整頓要領



- ・洗面台上の棚は日用品の整頓棚であるため、書籍類を置かないこと。
- ・日用品は整然と整頓し、お互い協力して使用すること。





・バケツ、洗面器、ほうき、ちり取り等は、整然と整頓しておくこと。

本棚の整頓要領



・室内の東西の壁に設置している棚には、生活のしおり、居室備付けファイル、書籍類を置き、お互い協力して使用すること。

なお、生活のしおり、居室備付けファイル、書籍等は、平積みをしてはいけないこと。

私物棚の整頓要領



- ・私物棚の上には、ポット及び食器ケース以外の物品を置かないこと。
- ・私物棚の中には、写真立て、衣類、ちり紙などの日用品、書籍類を整頓して入れておくこと。
- ・書籍類は、平積みをしてしないこと。ただし、生活のしおり、居室備付けファイルなどのように、立てて整頓できない書籍類については、平積みをして差し支えない。

しんぐとう せいとんようりょう
寝具等の整頓要領



- ・敷布団は、居室出入口から見てS字に見えるよう、シーツを敷いたまま三つ折りにして畳むこと。
- ・掛け布団及び毛布は四つ折りにすること。

起床時の布団等



・就寝時以外は、私物保管バッグを布団の上に置くこと。その際、私物保管バッグは、居室出入口から見て奥側に置くこと。

・夏期処遇等で貸与されるうちわ、タオルケット、アルミシート等の整頓要領は、その時期に発出される指示に従うこと。

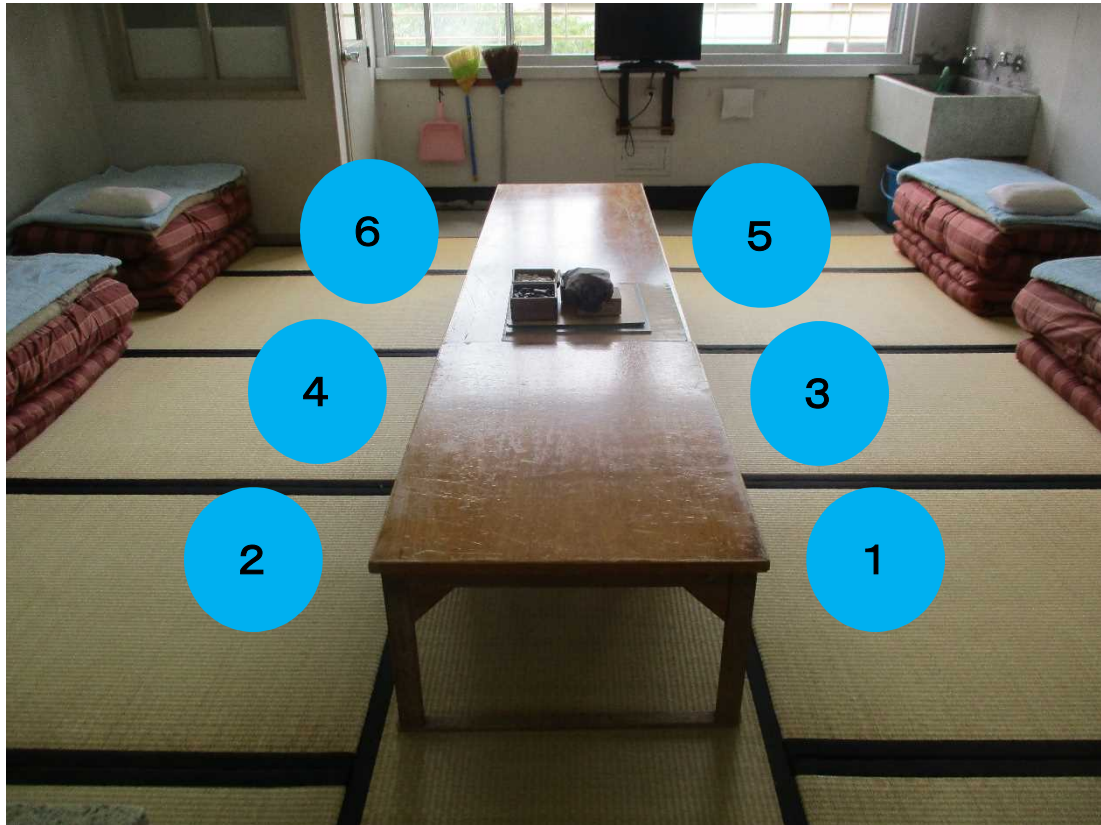
※居室の構造によって、布団等の整頓位置が変わるため、職員に確認すること。

しゅうしん じ ふ とんとう
就寝時の布団等



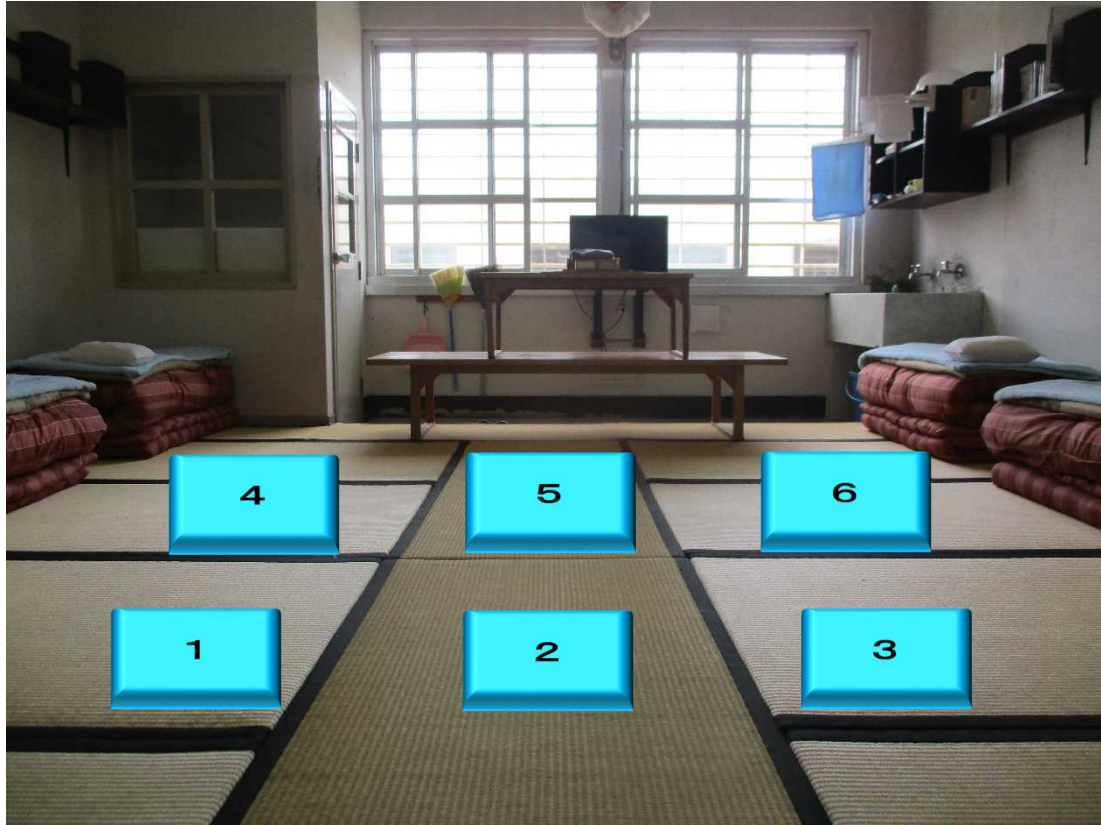
ながづくえ うえ こづくえ お し ぶつ ほ かん ながづくえ した ざ ぶ とん
・長机の上に小机を置き、私物保管バッグは長机の下に、座布団は
こづくえ うえ しよう いるい こづくえ した お
小机の上に、使用しない衣類は小机の下に置くこと。ただし、居室内
にんずう し ぶつ ほ かん ながづくえ した お
の人数により私物保管バッグを長机の下に置くことができない場合
は、ながづくえ うえ お さ つか
は、長机の上に置いて差し支えない。

しょくじ よ か じ かんたいとう ちゃくざ い ち
食 事、余 暇 時 間 帯 等 の 着 座 位 置



・トイレと洗面台が反対に位置している居室は、着席位置が反対になる（写真の2番席の位置が1番席に変わる。）。

てんけん い ち
点検位置



・点検は、服装を正して点検位置に正座若しくは安座で着座し、両手は五指をそろえて膝の上（ももの上）に置き、顔は正面を向き、顎は心持ち引き、姿勢を正して点検を受けること。

(4) 共通

その他

・パステースは、夕食食器回収終了後に提出すること。翌朝提出しなければならぬ理由がある場合は、朝食食器回収終了後に提出すること。

・日用品等を廃棄する場合は、職員から当該物品の回収の指示があるまでは、私物保管バッグの中に保管すること。回収までの間、日用品等をバケツや洗面器などの中に入れて保管しないこと。

・余暇時間中、壁にもたれて座っても差し支えないが、座布団、枕、毛布、ハンカチ、タオル等を頭や背中、腰などに当てて座るなど、当該物品を本来の目的と異なる用途に用いないこと。

・床には物品を置かないこと。

3 自弁できる物品一覧表

品名	対 象 者			摘 要	規 格 等 (自弁する物品については、 物品について、は、 使用可。)	購入 数量	使用数量	使用場所	
	第1類	優遇区分	第3類以上					工場	居室
シャツ				○■	ランニングシャツ、半袖シャツ及び ながそで 長袖シャツに限る。	6	居室4点 工場2点	○	○
パンツ				○■		5	居室4点 工場1点	○	○
ズボン下				○■		4	居室2点 工場2点	○	○
靴下				○■		4	居室4点 工場4点	○	○
パジャマ	○■					1	1		○
米飯類	○■			●■	食料品について、一食分の食事 として自弁を許可する場合には、食事 の支給はしない。この場合、その 食料品は一食分の食事と評価 できる分量のものでなければなら ない。	別途決定	別途決定	別途決定	別途決定
パン類	○■			●■	優遇区分第1類の受刑者に1月1 回以上許可するか、外部通動作業を 行わせる場合又は外出若しくは 外泊を許可する場合において適当と認 めるときに限る。	同上	同上	同上	同上
めん類	○■			●■		同上	同上	同上	同上
惣菜類	○■			●■		同上	同上	同上	同上
ちや	○■			●■		同上	同上	同上	同上
コーヒー	○■			●■		同上	同上	同上	同上
こうちや 紅茶	○■			●■		同上	同上	同上	同上
ココア	○■			●■		同上	同上	同上	同上
かじついんりょう 果実飲料	○■			●■		同上	同上	同上	同上
せいりょう いんりょう 清涼飲料 その他の 飲料	○■			●■		同上	同上	同上	同上
菓子		○■		●■	優遇区分第1類及び第2類の 受刑者については1月2回以上、 優遇区分第3類の受刑者に1月1 回以上許可するか、外部通動作業を 行わせる場合又は外出若しくは 外泊を許可する場合において適当と認 めるときに限る。	同上	同上	同上	同上
あめ類		○■		●■		同上	同上	同上	同上
こおりもの 氷物		○■		●■		同上	同上	同上	同上
くだもの 果物類		○■		●■		同上	同上	同上	同上
ちや	○■			●■		同上	同上	同上	同上
コーヒー	○■			●■		同上	同上	同上	同上
こうちや 紅茶	○■			●■		同上	同上	同上	同上
ココア		○■		●■		同上	同上	同上	同上
かじついんりょう 果実飲料		○■		●■		同上	同上	同上	同上
せいりょう いんりょう 清涼飲料 その他の嗜好 飲料		○■		●■		同上	同上	同上	同上
せいか 生花		○■		●■	花瓶の自弁が許される場合に限る。	1	1		○
かびん 花瓶		○■		●■	制限区分第1種から第3種までの ものに 限る。	1	1		○

しゃしんた 写真立て		○■	●■			1	1		○
しよが 書画	○■		●■	がくぶち じべん ゆる ばあい かぎ 額縁の自弁が許される場合に限る。		1	1		○
がくふち 額縁	○■		●■			1	1		○
タオル			○■	ナイロンタオルは第2類以上の者に かぎ 限る。		2	2	○	○
バスタオル			○■			1	1	○	
ハンカチ			○■			2	2	○	○
せっ 石けん			○■	ボディシャンプーを含む。		2	2	○	○
せっ 石けん容器			○■			2	2	○	○
シャンプー			○■			1	1	○	
リンス			○■			1	1	○	
くし			○■	ヘアブラシを含む。 しゅうきよう こくせき ゆう くに 宗教、国籍を有する国における ふうぞく かんしゅう しゃくほう じ き た 風俗慣習、釈放の時期その他の じじょう こうりよ そうとう みと 事情を考慮して相当と認めるとき および①仮釈放審査のための地方 こうせい ほご いんかい めんせつ 更生保護委員会による面接が しゅうりよう もの ざんけいき げつ 終了している者、②残刑期3か月 いない もの せいげんくぶんだい しゅいじょう 以内の者、③制限区分第2種以上の もの きんこけい じゅけいしや こうりゆう 者、④禁錮刑受刑者、⑤拘留 じゅけいしや ひつよう みと 受刑者であって必要と認めるとき かぎ に限る。		1	1		○
せいはいつりよう 整髪料			○■	しゅうきよう こくせき ゆう くに 宗教、国籍を有する国における ふうぞく かんしゅう しゃくほう じ き た 風俗慣習、釈放の時期その他の じじょう こうりよ そうとう みと 事情を考慮して相当と認めるとき および①仮釈放審査のための地方 こうせい ほご いんかい めんせつ 更生保護委員会による面接が しゅうりよう もの ざんけいき げつ 終了している者、②残刑期3か月 いない もの せいげんくぶんだい しゅいじょう 以内の者、③制限区分第2種以上の もの きんこけい じゅけいしや こうりゆう 者、④禁錮刑受刑者、⑤拘留 じゅけいしや ひつよう みと 受刑者であって必要と認めるとき かぎ に限る。		1	1		○
でんちしき 電池式かみそ り			○■	しゅうのう か ば およ でんち 収納ケース、替え刃、はけ及び電池を ふく 含む。		1	1		○
シェービング クリーム			◎■	びこう さんしゅう 備考4 参照		1	1		○
は 歯ブラシ			○■			1	1		○
はみが 歯磨き			○■			1	1		○
は 歯ブラシケー ス			○■			1	1		○
うんどうぐつ 運動靴			○■	くつ 靴ひもを含む。		2	2	○	
ちり紙			○■			2 ㄨ	2 ㄨ	○	○
みみ 耳かき			○■			1	1		○
めんぼう 綿棒			○■			1	1		○
はし 箸			○■			1	1		○
はしろうき 箸容器			○■			1	1		○
お 置き時計			◎■	でんち ふく 電池を含む。 びこう さんしゅう 備考3 参照		1	1		○
お 置き鏡			◎■	びこう さんしゅう 備考3 参照		1	1		○
クリーム類			○■			1	1		○
あせ ど よう 汗止め用 ふんまつ 粉末			○■			1	1		○

パフ			○■			1	1		○
制汗剤			○■	スプレー式の物を除く。	スティック又は ボディシート	各1	各1		○
化粧水類			○■			各1	各1		○
サンダル		○■				1	1	○	○
座布団		○■				1	1		○

消しゴム			○■			1	1		○
色鉛筆			○■	鉛筆削りを用いないものに限る。 青色又は赤色に限る。		各1	各1		○
シャープペン シル			○■	簡易な構造のもの以外は優遇区分第 1類の受刑者に限る。替え芯（黒色 に限る。）を含む。		1	1		○
ボールペン			○■	青色、黒色又は赤色に限る。替え芯 を含む。		各1	各1		○
万年筆			◎■	スペアインクを含む。 備考5 参 照		1	1		○
蛍光ペン			◎■	備考4 参 照		1	1		○
雑記帳			○■	けい線入りのノート		1	2冊まで 訴訟用 必要数		○
日記帳			◎■	備考4 参 照		1	1		○
各種 ノート （雑記帳を 除く。）			◎■	五線譜ノート、白無地ノートなど 備考4 参 照		1	1冊 訴訟用 必要数		○
色紙			◎■	短冊を含む。 備考4 参 照		必要数	必要数		○
カーボン紙			◎■	備考4 参 照		同上	同上		○
けい紙その他の 筆記用紙			◎■	原稿用紙、レポート用紙など 備考4 参 照		同上	同上		○
下敷き			○■			1	1		○
定規			○■			1	1		○
筆入れ			○■			1	1		○
板目紙			◎■	備考6 参 照		必要数	必要数		○
とじひも			◎■			同上	同上		○
インデックス			◎■			同上	同上		○
付箋			◎■			同上	同上		○
ファイル			◎■			同上	同上		○
電池式計算機			◎■	電池を含む。 備考4 参 照		1	1		○
そろばん			◎■	備考4 参 照		1	1		○
電子辞書			◎■	電池を含む。 備考4 参 照		1	1		○
CDプレーヤ ーその他の 音声再生機			◎■	学習用に限る。イヤホン及び電池を 含む。 備考5 参 照		1	1		○
CDその他の 音声記録媒 体			◎■	学習用に限る。 備考5 参 照		必要数	必要数		○
CD収納ケ ース			◎■	備考4 参 照		同上	同上		○

しょうどう 書道・ペン 習字用具			◎ ■	がくしゅうよう かぎ 学 習 用 に 限 る。 ふで 筆巻き、すみ 墨、じゅう 汁、ぶんちん 文鎮、す ずり、すずり箱、じょうふくし 条幅紙、したじ 下敷き、 しょうようはんし 書道用半紙、しょうようぐ 書道用具ケース、 きょうほん 教 本、みずさし 水差し、さくひんいれ 作品入れ、ふで 筆ペン、 インクカートリッジ、ペン習字帳、 フェルトペン、ディスクペン、吸引取り 紙及び写経用紙に限る。 びこう 備考5 参 照		1	1		○
かいがようぐ 絵画用具			◎ ■	がくしゅうよう かぎ 学 習 用 に 限 る。 ポスターカラー、がひつ 画筆、さいしきふで 彩色筆、 めんそうふで 面相筆、パレット、ふであら 筆洗、えの具 絵の具、 いろえんぴつ たしよく セット及び鉛筆キャ ップを含む。）、クレヨン、クレパス、 かみ 紙テープ、セロテープ、がようし 画用紙、スケ ッチブック及びねりゴムに限る。 びこう 備考5 参 照		1	1		○
さいずようぐ 製図用具			◎ ■	がくしゅうよう かぎ 学 習 用 に 限 る。 テンプレート、 カラスグチ、トレーシングペーパー、 さいずばん 分度器、ぶんどき 各種定規、けいさん 計算 尺、コンパス及びディバイダーに限 る。 びこう 備考5 参 照		1	1		○
かみ 紙めくり用具			◎ ■	がくしゅうよう かぎ 学 習 用 に 限 る。 ゆび 指サック及び紙めくり用クリームに かぎ 限る。 びこう 備考5 参 照		1	1		○
かくしきょうざい 各種教材			◎ ■	つうしん きょういく かんがい きょうざい およ 通信 教育 関係 教材 及 び がくしゅうようきょうざい 学 習 用 教材に限る。 びこう 備考5 参 照		1	1		○
てんじようぐ 点字用具			◎ ■	びこう 備考5 参 照		1	1		○
じゆず 数珠			◎	びこう 備考7 参 照	べつとけつてい 別途決定	1	1		○
ロザリオ			◎	びこう 備考7 参 照	どうじょう 同上	1	1		○
れいはいよう 礼拝用マット			◎	びこう 備考7 参 照	どうじょう 同上	1	1		○
てぶくろ 手袋			◎ ■	ぐんて 軍手を含む。 びこう 備考8 参 照		1	1	○	○
ゴム手袋			◎ ■	きょしつない 居室内における洗濯用に限る。 びこう 備考4 参 照		1	1	○	○
みみぶくろ 耳 袋			◎ ■	びこう 備考4 参 照		1	1	○	○
マスク			◎ ■			1	1	○	○
みみせん 耳 栓			◎ ■	あんみん がくしゅう しゅうちゅう どう 安眠、学 習 に 集 中 するため等 ひつよう 必要がある場合に限る。 びこう 備考4 参 照		1	1		○
つか す 使い捨てカイ ロ			◎ ■	びこう 備考4 参 照	ひつようすう 必要数	ひつようすう 必要数			○
CDプレイヤー	○ ■			イヤホン及び電池を含む。	1	1			○
おんがくとう 音楽等CD	○ ■				ひつようすう 必要数	ひつようすう 必要数			○
CD 収納ケ ース			◎ ■	びこう 備考4 参 照	どうじょう 同上	どうじょう 同上			○

備考 1 表中の各記号は、それぞれ次のものを示す。

○ 印 使用又は摂取を許可するもの

◎ 印 特^{じふし}に必要^{とく}があると認め^{ひつよう}られる場合^{みと}に限り^{ばあい}使用^{かぎ}を許可^{しよう}するもの

● 印 処^{じふし}遇^{しよくう}上^{じよう}適^{きよ}当^かと認め^{みと}る場合^{ばあい}に限り^{かぎ}使用^{しよう}を許可^{きよ}するもの

■ 印 指^{じふし}定^{して}業^{いぎ}者^{よう}の取^{とり}扱^{あつか}品^{ひん}に限り^{かぎ}使用^{しよう}を許可^{きよ}するもの

- 2 すべ 全ての物品^{ぶつぴん}について、原則^{げんそく}として1か月^{げついじよう}以上使用^{しよう}したものを交換^{こうかん}等の対象^{たいしよう}とする。
- 3 だい 第1種^{しゆまた}又は第2種^{だいしゆ}の制限^{せいげん}区分^{くぶん}に指定^{してい}されている者^{もの}について、自^じ発^{はつ}性^{せい}や自^じ律^{りつ}性^{せい}を涵^{かん}養^{よう}するた^{ため}に使用^{しよう}を許^{ゆる}すことが有^{ゆう}益^{えき}であると認め^{みと}られる場合^{ばあい}その他^た特^{とく}に必要^{ひつよう}があると認め^{みと}られる場合^{ばあい}に限^{かぎ}る。
- 4 じゆけいしや 受^{じゆけいしや}刑^{けい}者^{しや}からの申^{もう}出^{しで}内^{ない}容^{よう}及^{およ}び当^{とう}該^{がい}物^{ぶつ}品^{ぴん}の用^{よう}途^とに鑑^{かん}み、使^{しよう}用^{よう}が必^{ひつ}要^{よう}と認め^{みと}られる事^じ情^{じよう}があ^り、かつ、処^{しよくう}遇^{じよう}上^{じよう}有^{ゆう}益^{えき}であると認め^{みと}られる場合^{ばあい}その他^た特^{とく}に必要^{ひつよう}があると認め^{みと}られる場合^{ばあい}に限^{かぎ}る。
- 5 じようき 上^{じようき}記^き4の条^{じようけん}件^{くわ}に加^{くわ}え、当^{とう}該^{がい}受^{じゆけいしや}刑^{けい}者^{しや}が当^{とう}該^{がい}物^{ぶつ}品^{ぴん}を現^{げん}に使用^{しよう}する通^{つう}信^{しん}教^{きやう}育^{いく}を受^うけてい^{たり}、当^{とう}該^{がい}物^{ぶつ}品^{ぴん}を現^{げん}に使用^{しよう}を許^{ゆる}すク^{かつ}ラ^らブ活^{かつ}動^{どう}を参^{さん}加^かしてい^{たり}するな^ど、当^{とう}該^{がい}物^{ぶつ}品^{ぴん}の使^{しよう}用^{よう}を必^{ひつ}要^{よう}とする事^じ情^{じよう}が現^{げん}に存^{そん}在^{ざい}する場^{ばあい}合^{かぎ}に限^{かぎ}る。
- 6 そしやうしよくういとう 訴^そ訟^{しよくう}書^い類^{とう}等^{せい}の整^{ひつ}理^{よう}のた^めに必^{ひつ}要^{よう}と認め^{みと}られる場^{ばあい}合^{かぎ}その他^た特^{とく}に必要^{ひつよう}があると認め^{みと}られる場^{ばあい}合^{かぎ}に限^{かぎ}る。
- 7 じゆけいしや 受^{じゆけいしや}刑^{けい}者^{しや}の宗^{しゆきやう}教^{じよう}上^{じよう}の必^{ひつ}要^{よう}があると認め^{みと}られる場^{ばあい}合^{かぎ}に限^{かぎ}る。
- 8 きこう 気^き候^{こう}、受^{じゆけいしや}刑^{けい}者^{しや}の身^{しん}体^{たい}的^{てき}状^{じよう}況^{きやう}及^{およ}び保^ほ健^{けん}衛^え生^{せい}の状^{じよう}況^{きやう}そ^の他^の事^じ情^{じよう}に照^てらし特^{とく}に必要^{ひつよう}があると認め^{みと}られる場^{ばあい}合^{かぎ}に限^{かぎ}る。
- 9 じようきひよう 上^{じようきひよう}記^き表^{ひよう}のほ^か、外^{がい}出^{しゆつ}又^{また}は外^{がい}泊^{はく}の^{さい}際^{さい}に使用^{しよう}する衣^い類^{るい}は、原^{げん}則^{そく}として自^じ弁^{べん}の物^{もの}を^し使^{しよう}用^{よう}さ^せる。
- 10 じようきひよう 上^{じようきひよう}記^き表^{ひよう}の購^{こう}入^{にゅう}数^{すう}量^{りやう}及^{およ}び使^{しよう}用^{よう}数^{すう}量^{りやう}につ^{いて}は、別^{べつ}に定^{さだ}め^ることが^でき^る。

じゆけいしやじゆんしゆ じ こう 受刑者 遵守事項

けい む しょうない しゅうだんせいかつ あんぜん たも き そく
刑務所内における集団生活の安全を保つため、いろいろな規則があり
ます。ほうれい さだ きみ どうしょ しゅうよう
ます。法令に定められているもののほか、君たちが当所に収容されてい
る間（あいだ どうしょ た きょうせいしせつ ご そう ば あい ふく なか つぎ
（当所から他の矯正施設に護送される場合も含む。）、その中でも次
の事柄は特に注意して守りなさい。これに違反（いはん き すい み すい
（既遂はもとより未遂も
含む。）すると刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第15
じょうだい こう もと ちょうばつ か
0条第1項に基づき、懲罰を科されることがあります。また、その違反
が、けいばつほうれい ふ べつ と けいばつ か
が、刑罰法令に触れるときは、別途、刑罰を科されることがあります。

1 こうきん しゅうよう さよう がい こう い 拘禁（収容）作用を害する行為

(1) どうそう 逃走

どうそう また どうそう くわだ
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

(2) じ さつ 自殺

じ さつ くわだ
自殺を企ててはならない。

(3) む だん り せき 無断離席

きょ か してい ば しょまた せき はな
許可なく指定された場所又は席を離れてはならない。

(4) し せんが い り だつとう 視線外離脱等

きょ か たちいりきん し ば しょ た い また しょくいん し せんが い で
許可なく立入禁止場所に立ち入り、又は職員の見線外へ出てはな
らない。

(5) し さつぼうが い 視察妨害

しょくいん し さつ ぼうが い
職員の見察を妨害してはならない。

(6) 不正連絡

許可なく、若しくは許可された方法によらず、他人（他人とは他の被収容者、職員、外部の人など自己以外のすべての者をいう。以下同じ。）若しくは外部の機関と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

(7) 自傷

故意に、自己の身体を傷つけ、身体に害を及ぼすおそれのある物を摂取し、若しくは吸飲し、又はこれらのことを企ててはならない。
また、身体に異物を挿入し、若しくは挿入してある異物を摘出し、又はこれらのことを企ててはならない。

(8) 拒食等

正当な理由なく拒食を続けてはならない。

2 施設の安全を害する行為

(1) 危険物の製作等

他人の身体又は財産に危険を及ぼすおそれのある物を製作し、加工し、持ち込み、所持し、若しくは隠匿し、又はこれらの行為を企ててはならない。

(2) 発火行為

許可なく火を発し、又は火を発することを企ててはならない。

(3) 建造物の損壊等

施設の建物、設備、備品等を故意若しくは重大な過失によって壊し、

また こわ くわだ
又は壊すことを企ててはならない。また、これらを汚損し、又は備品
とう とう き
等を投棄してはならない。

(4) 通行妨害等

ひと つうこう ぼうがい もくてき つう ろ で いりぐちとう しょうがいぶつ お こうさく
人の通行を妨害する目的で、通路、出入口等に障害物を置き、工作
ほどこ また とびら かいへい ぼうがい
を施し、又は扉の開閉を妨害してはならない。

(5) 設備の機能妨害等

こ い また じゅうだい か しつ でん き じょう げ すいどう ひ じょう
故意又は重大な過失により、電気、ガス、上下水道、非常ベル、
し さつ まどう し せつ せつ び とう り よう こんなん も きょ か せつ び とう
視察窓等施設の設備等の利用を困難にし、若しくは許可なく設備等を
こうさく さ どう も てい し また くわだ
工作し、作動させ、若しくは停止し、又はこれらのことを企ててはな
らない。

3 物品の適正管理を妨げる行為

(1) 物品の不正製作等

2 の(1)に定める物以外の物であっても、許可なく物品を製作し、加
こう しょう じ も し よう また くわだ
工し、所持し、若しくは使用し、又はこれらのことを企ててはな
ない。

(2) 物品の不正授受等

きょ か た にん ぶつ びん じゅ じゅ た にん ぶつ びん ぬす と あ かつしゅ
許可なく他人と物品を授受し、他人の物品を盗み、取り上げ、喝取
し、隠匿し、故意に壊し、若しくは投棄し、又はこれらのことを企て
てはならない。

(3) 物品の不正使用

しょう きょ か せつ び また ぶつ びん ほんらい もくてき こと よう と
使用を許可されている設備又は物品を、本来の目的と異なる用途に

もち また さだ し ようほうほう はん もち
用い、又は定められた使用方法に反して用いてはならない。

(4) 給貸与物品の破損等

きゅうたい よ ぶつびん は ほんとう
給貸与された物品を故意若しくは重大な過失により汚損し、破損
し、隠匿し、又は廃棄してはならない。

(5) 自己の物品の損壊等

じ こ ぶつびん こ い こわ また いんとく
自己の物品を故意に壊し、又は隠匿してはならない。

(6) 飲酒、喫煙等

さけるい も るい じ せいさく しょ じ じゅじゅ
酒類、たばこ若しくはこれらと類似のものを製作し、所持し、授受
し、飲酒し、若しくは喫煙し、又はこれらのことを企ててはならない。

(7) シンナー類の吸飲等

も ゆう き ようざいおよ どくげきぶつ も るい じ もの
シンナー若しくは有機溶剤及び毒劇物若しくはこれらと類似の物
を吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

(8) 不正配食

きゅうしょくとう きゅう よ ひん ふ せい はいぶん また ふ せい はいぶん くわだ
給食等の給与品を不正に配分し、又は不正に配分することを企
ててはならない。

(9) 時間外喫食等

きゅう よ いんしょくぶつ きょ か ほ ぞん また さだ じ かんがい きつ
給与された飲食物を許可なく保存し、又は定められた時間外に喫
食してはならない。

4 他人に迷惑を及ぼす行為

(1) 暴行

た にん たい ぼうこう くわ また ぼうこう くわだ
他人に対し暴行を加え、又は暴行することを企ててはならない。

(2) けんか等

他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらのことを企ててはならない。

(2) 粗暴な言動

他人又は物に対し、粗暴な行為又は言動をしてはならない。

(4) ひぼう、中傷等

他人をひぼうし、中傷し、又は侮辱するような言動をしてはならない。

(5) 脅迫、威圧等

他人を脅迫し、威圧し、だまし、挑発し、若しくは困惑させる言動をし、義務なきことを強要し、若しくはなすべき権利を妨害し、又はこれらのことを企ててはならない。

(6) 集団形成等

他人に対する脅迫、威圧、要求若しくは反抗を目的として集団を形成し、反社会性集団への加入を勧誘し、又はこれらのことを企ててはならない。

(7) 呼出し

けんか、脅迫等不正な目的のため、他人を呼び出し、又は呼び出すことを企ててはならない。

(8) 不正交談

交談を禁じられている場所又は時（注）においては、正当な理由なく交談、合図又は話し掛けをしてはならない。

(9) 風説流布

うそやうわさを流し、又は流すことを企ててはならない。

(10) 静穏阻害

正当な理由がなく大声を発し、放歌し、口笛を吹き、又は壁や扉をたたくなどして騒音を発し、静穏な環境を害してはならない。

5 風紀を害する行為

(1) 性的行為

他人との間で、又は他人に対し、性的行為をしてはならない。

(2) 同きん等

他の被収容者と同じ布団で一緒に寝たり、又はこれらのことを企ててはならない。また、許可なく指定された就寝位置を変更してはならない。

(3) わいせつ文書、図画の作成等

わいせつな文書若しくは図画を作成し、又は所持してはならない。

(4) 文身等

文身を施し、又は髪若しくは眉をそり込むなどして、勝手に容ぼうを変えてはならない。

(5) わいせつ行為

故意に他人に対して陰部等を露出し、又はわいせつ若しくは嫌悪の情を起させるような行為をしてはならない。

(6) 賭け事

賭け事をし、若しくは賭け事の類似の行為をし、又はこれらの行為
をすることを企ててはならない。

6 作業の適正な実施を妨げる行為

(1) 作業拒否等

正当な理由がなく作業を拒否し、怠け、又は妨害してはならない。

(2) 作業安全衛生違反

作業安全衛生管理上定められたこと又は作業上指導されたこと
に違反して作業してはならない。

(3) 作業物品の汚損等

故意又は重大な過失によって、作業上の製品、材料、道具等を
汚損し、破損し、若しくは隠匿し、又は不良製品を製作してはならない。

7 定められた動作時限に従わない行為

(1) 起居動作時間帯違反

故意に定められた起居動作の時間帯に違反する行為をしてはならない。

(2) 点検等の拒否等

職員による人員点検又は身体、着衣、居室若しくは物品の検査を
拒否し、又は妨害してはならない。

(3) 指導の拒否等

せいとう りゆう けいしつこうかいし じ しゃくほうまえ しどう かいぜんしどう も
正当な理由なく、刑執行開始時や釈放前の指導、改善指導若しくは
きょうかしどう きよひ また ぼうがい
教化指導を拒否し、又は妨害してはならない。

8 処遇環境を害する行為

(1) 残飯投棄等

ざんぱん してい ばしょ いがい ばしょ とうき
残飯、ごみなどを指定した場所以外の場所に投棄してはならない。
また、みだりに、たん、つばを吐くなど、施設の衛生、又は環境を害
する行為をしてはならない。

(2) 不正洗濯等

してい とき ばしょ も ほうほう いるいとう せんたく しんたい
指定された時、場所若しくは方法によらず、衣類等を洗濯し、身体
も 若しくは髪を洗い、濡れたタオル等で身体を拭き、又は水をまき散ら
すなどして、みず 水を不正に使用してはならない。

(3) はり紙

し せつ たてもの び ひんとう きよ か がみ
施設の建物、備品等に、許可なくはり紙をしてはならない。

(4) 落書き

し せつ たてもの び ひん かいらんしんぶんし たいよ しょせきとう らく が
施設の建物、備品、回覧新聞紙、貸与された書籍等に落書きをして
はならない。

9 職員の正当な職務執行を妨げる行為

(1) 強要

しよくいん たい きよ か ほうほう ようきゅう く かも また さだ
職員に対して、許可されていない方法で要求を繰り返し、又は定
められた方法であっても強要にわたる要求をしてはならない。

(2) 虚偽申告

職員しよくいんの職務上しよくむじょうの調査・質問ちようさ しつもんに対して、偽りいつわの申告しんこくをしてはならない。

(3) 職務執行妨害

職員しよくいんの職務しよくむの執行しっこうを、暴行ぼうこう、脅迫きょうはくその他の方法た ほうほうで妨さまたげてはならない。

(4) 暴動等

集団しゅうだんで騒さわぎ、暴動ぼうどうを起こし、若しくはこれに加わりくわ、又はこれらまたの行為こういを企くわだててはならない。

10 職員しよくいんの指示し じに従したがわない行為こうい

(1) 指示違反

施設し せつの規律きりつ及び秩序ちつじょの維持い じ、又は管理運営また かんり うんえいじょう上ひつようのために必要な職員しよくいんの職務上しよくむじょうの指示し じに反はんしてはならない。

(2) 反抗等

法令ほうれい、所内規則しやない き そく、受刑者生活じゆけいしやせいかつのしおり及び作業等およ さぎょうとうの実施上じっ し じょうの必要ひつように基づく職員しよくいんの職務上しよくむじょうの指示し じに対して、抗弁たい又は無視等こうべんまた む し とうをもって反抗はんこうしてはならない。

(3) 連行拒否等

正当な理由せいとう り ゆうなく、職員しよくいんの呼び出しよ だ も若しくは連行れんこうを拒否きよ ひし、又は妨害また ぼうがいしてはならない。

11 ^{い し とう ひつようせい みと いりよう そ ち きょひ こうい}
医師等が必要性を認めた医療措置を拒否する行為

^{しんりょうとう きょひ}
診療等の拒否

^{けんこうしんだんおよ じっしじょうひつよう いがくてきしよち きょひ}
健康診断及びその実施上必要な医学的処置を拒否してはならない。

^{せいめい きけん およ また たにん しつぺい かんせん}
また、生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び医療上の措置を拒否してはならない。

12 ^{けいばつほうれい ふ こうい}
刑罰法令に触れる行為

^{けいばつほうれい い はん}
刑罰法令違反

^{じゅんしゅ じ こう さだ ふく けいばつほうれい い はん}
この遵守事項に定めるものを含め、刑罰法令に違反してはならない。

13 ^{じゅんしゅ じ こう はん こうい そそのか また えんじょ こうい}
遵守事項に反する行為をあおり、唆し、又は援助する行為

^{そそのか きょう さ とう}
唆し、教唆等

^{た ひ しゅうようしゃ じゅんしゅ じ こう い はん えんじょ}
他の被収容者に遵守事項に違反することをすすめたり、援助したり、唆してはならない。

（注）^{ちゅう こうだん きんし ば しょおよ とき}交談を禁止する場所及び時

1 ^{ば しょ}場所

- (1) ^{た きょしつ あいだまた こうじょうかん つうろ}他の居室との間又は工場間の通路
- (2) ^{めんかいまちあいしつおよ ろう か}面会待合室及びその廊下
- (3) ^{しらべしつ まちあいしつ ふく}調室（待合室を含む。）
- (4) ^{しんさつしつ まちあいしつ ふく}診察室（待合室を含む。）
- (5) ^{こういしつ}更衣室
- (6) ^{にゅうよくじょう}入浴場
- (7) ^{こうどう うんどうじっしちゅう のぞ きょうしつ}講堂（運動実施中は除く。）、教室
- (8) ^{べんじょない}便所内

2 ^{とき じ かんたい}時（時間帯）

- (1) ^{しゅうぎょうちゅう ひつよう よう む かん しょくいん きょ か う せいしゆく}就業中（ただし、必要な用務に関し、職員の許可を受け静粛かつ
^{へいおん こうだん ば あい のぞ}平穩に交談する場合を除く。）
- (2) ^{しゅうしん じ かんちゅう}就寝時間中
- (3) ^{じんいんてんけんちゅう}人員点検中
- (4) ^{れんこうちゅう}連行中
- (5) ^{たんどくうんどうちゅう しゅうだんうんどうじょう ふたりいじょう うんどうちゅう}単独運動中（ただし、集団運動場において2人以上で運動中、そ
^{どういつうんどうじょうない た もの せいしゆく へいおん こうだん ば あい のぞ}の同一運動場内で他の者と静粛かつ平穩に交談する場合を除く。）
- (6) ^{ごそうちゅう}護送中
- (7) ^{しょくいん きりつつつじょ い じ きょうせい し どう た ひつよう みと こうだん}職員が規律秩序の維持、矯正指導その他必要があると認めて交談
^{とう きんし し じ とき}等の禁止を指示した時